



| | |
|------------------|---|
| Title | 北大北方文化研究室への北海道庁アーカイブズなどの寄託の背景：修史事業と文書担当セクションによる「散佚」 |
| Author(s) | 青山, 英幸 |
| Citation | 北海道大学大学図書館年報, 13, 1-33 |
| Issue Date | 2018-03-31 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/70343 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | ARHUA_13_001_p1-33.pdf |



[Instructions for use](#)

< 論 文 >

北大北方文化研究室への北海道庁アーカイブズなどの寄託の背景 ——修史事業と文書担当セクションによる「散佚」——

青山 英幸

一 はじめに

1937（昭和12）年10月に発足した北海道帝国大学北方文化研究室に、それまで活動してきた北海道庁総務部／学務部北海道史編纂掛が蒐集してきた史料などが寄託された経緯については、当事者であった故北海道大学名誉教授高倉新一郎氏の要をえた説明がつぎのように記述されている¹⁾。

北方文化研究室が誕生した一九三七年八月、北海道庁が編纂中の『新撰北海道史』七巻が完成し、一九一五年（大正四）以来の北海道史編纂掛（学務部所管）が廃止された。同掛にはその期間に多くの史料を蒐集していたが、これが掛の廃止によって散佚するおそれがあったので、編纂主任牧野信之助はそれを心配し、これを一括北海道大学に寄託することを希望し、北大ではこれを北方文化研究室に受け入れることとなった。道史編纂掛は高岡総長が編纂顧問であり、高倉助手がその囑託となって参加していたからである。

研究室では直ちにその目録を作成し、寄託史料は大学において自由に利用し、道庁の許可がある場合には北大に関係がない一般人にも公開することにした契約書を交換した。「北海道庁寄託書目録」によれば活字本四八九冊、写本同類五四〇冊、写真二二三九部、町村概覧九七二、その他資料（主として簿書附属図類）八二四（四一袋）、計約三〇六四点であった。〔後略〕

つまり、開道50年を契機として着手された北海道史編纂事業、『新撰北海道史』編纂担当がまとめた「北海道史編纂略程」のいう、「第一次編纂」（1915（大正4）年4月～1924年3月、編纂主任河野常吉、編纂員阿部正己・細川碧（1917年まで））、「第二次編纂」（1925年10月～1930年2月、編纂主任竹内運平、編纂員川島専三・齋藤山三郎（1928年以降））、「第三次編纂」（1931年4月～1937年、編纂長牧野信之助、編纂員森義雄・川島専三）²⁾によって蒐集または写本として作成された「史料」が、「散佚」するおそれのために寄託された、とされている。

この北海道史編纂過程に関するこれまでの研究は寥々たるもので、上記の「北海道史編纂略程」以外には、石村義典氏による『評伝 河野常吉』³⁾は北海道立図書館所蔵河野常吉資料をメインにした第一次編纂についての実証研究である。しかし、これらの編纂過程

でもちいられ、構築された「史料」についての研究は皆無である。

これらの概要はのちに紹介されるが、あらかじめ留意されるべき点を指摘すると、これらの大半は、民間または北海道庁コレクションの近世以来のマニュスクリプトと北海道庁保存の幕末以来の(北)蝦夷地/北海道・樺太統治アーカイブズ(文書・写真・図面など——以下「道庁アーカイブズ」とする)の謄写本などからなりたち、「その他資料(主として簿書附属図類)」、すなわちオリジナルな道庁アーカイブズが含まれている。とくに、道庁アーカイブズも「散佚」するおそれがあった、と認識されていたことは、重要である。

ところで、北海道庁—北海道に伝来した幕末明治前期(主として1850年代から1890年代)までの道庁アーカイブズについては、それらの公開のために編集された北海道総務部文書課編『北海道所蔵史料目録』(1961—63年刊)に従事した鈴江英一氏により、1970年につぎのように説明された⁴⁾。

〔前略〕先に紹介した簿書の定義「北海道庁の行政庁が取扱った安政—明治二十年ころまでの公文書綴一万余冊」とは、あくまでも現在道に残っている第一文庫系簿書の定義であって、これ以外にも「簿書」と呼ばれるその時代の文書綴がある。それらは、最初から道庁に引継がれずに、したがって第一文庫にも属さず、今日に至っているものである。例えば、一八七五年(明治八)七月、大蔵省収税寮に移管された開拓使函館支庁税関の文書(「応接書上留」など幕末の箱館奉行所運上役所文書も含む)、北海道庁時代になっても引き続き函館に残存した開拓使函館支庁文書の一部がそれである(いずれも市立函館図書館所蔵・寄託史料)。また裁判所関係、屯田兵関係(特に陸軍省移管後の文書)も同様である。

すなわち、第一文庫の簿冊は「簿書」と呼称され、第一文庫以外に保存された同時代の簿冊も「簿書」とされていること、非第一文庫「簿書」には、開拓使業務から分離したa. 税関書類、b. 裁判書類、c. 軍事書類、d. 函館に存在した「開拓使函館支庁文書の一部」が残存し⁵⁾、a. とd. が「市立函館図書館所蔵・寄託史料」であるとする見解で、これは、のちに若干触れられる敗戦後から活動しはじめた北海道史編集所(1950年開設)の系譜に連なる北海道の一セクションにおいて蓄積されてきたものと理解されるべきであり、現在も継承されている⁶⁾。

しかし、このa. およびd. については、下記のように再検討する機会がいくたびかあったにもかかわらず、なされなかった。

- 1) 1971年に発表された地崎文庫(現札幌学院大学図書館所蔵)の1881(明治14)年作成と推定された「開拓使函館支庁記録課外事係所蔵文書目録」には、1858(安政5)年からの「応接書上留」などから1881年までの簿冊のほか、同時期の英・米・仏・独・露領事館などの欧文「来翰」書類が記載されていた⁷⁾。
- 2) 函館税関所蔵「関中書籍目録 明治八年」は1869年以降の「開拓使ヨリ引継之際受取ノ分」目録であり、上記「応接書上留」など幕末の箱館奉行所運上役所文書の記載がない。これは、北海道総務部行政資料室/課によってマイクロフィッシュ化

された⁸⁾。

- 3) 1978年東京大学史料編纂所から北海道総務部行政資料課へ返却された「各国書簡留」「異船諸書付」など60冊の多くは、上記1881年の外事係所蔵文書目録に掲載されていた。

筆者は過日、これらの諸点を踏まえて箱館奉行文書の伝来過程について検討し、不明な部分があるものの、運上会所を継承した開拓使函館支庁外交担当セクションの函館／渡島支庁アーカイブズ（以下函館支庁アーカイブズと略称）が道史編纂において筆写され、またその一部の和文と欧文書類が北大寄託史料に含まれ、その一連のものが北海道立文書館において利用に供されていることを指摘した⁹⁾。つまり、道庁アーカイブズの内、本庁アーカイブズの第一文庫「簿書」と函館支庁アーカイブズの伝来過程は、これまでの定説とは異なる点があることを示唆した。

この度、それらの伝来過程を示すデータに出会う機会に恵まれた。第一は、北海道百年を契機とした『新北海道史』編集担当セクションの「北海道史編集資料」が近年公開され、そこに含まれている第二次・第三次編纂事務書類を閲覧できる状態になったこと（ただし、伝来したのはそれらの書類のすべてではない）、第二は、北海道立図書館に所蔵されている第一次編纂中止に伴う事務引継書類¹⁰⁾などと邂逅したことである。

これらは、その全体経緯を明確にするにはなお不足している。だが、それらを本稿で紹介することで、第一文庫「簿書」が「一九二五年の書庫移転の前後、一九三〇年代の北海道史編集の前後、さらに戦中・終戦前後に、急速かつ大量の散逸があったと見られる」とする解釈¹¹⁾、いいかえると、第三次編纂がそれらの「散佚」を後押ししたかの印象を与えかねない定説が正鵠をえているかどうかを考察するための一助としたい。そして、第一義に証拠としての道庁アーカイブズがどのように取り扱われてきたかを、あきらかにすることとしたい。

二 道庁アーカイブズの伝来

最初に、道庁アーカイブズの伝来について概観しておこう。というのは、従来紹介されてきたのは第一文庫「簿書」に限定されており、本庁アーカイブズのトータル像がなかったこと、また函館支庁アーカイブズについては言及されていなかったからである。

本庁アーカイブズ 1898年11月付長官安場保和事務引継書に載せられた同年7月16日時点のデータによると（表1）、「簿書」24,915冊が「第一第二第三文庫ノ三文庫ニ保存」され、その「類目ハ載セテ簿書目録ニ詳ナリ」と説明され、「書籍」「図表」「写真」からなる保存「図書」18,309点は、「図書室ニ収蔵シ物品会計官吏ヲシテ保管」させ、「其類別ハ載セテ帳簿ニ詳ナリ」と記載された。つまり、財務上管理対象外の「簿書」とその対象である「図書」それぞれが、「目録」と「帳簿」により三文庫と図書室において管理されていると説明された。そして、これら「簿書ノ数ハ開拓使及三県等〔ママ〕

表1 北海道庁本庁アーカイブズ概表 (明治後期～大正初期)

| 区分 | 1898年 | (1901年) | 1913年 |
|----|----------|-----------------|---------|
| 簿書 | 24,915冊 | (20,800冊・2袋・2括) | 35,482冊 |
| 書籍 | 15,520冊* | (-) | 22,892冊 |
| 函表 | 1,540枚 | (650枚) | 2,272枚 |
| 写真 | 1,249枚 | (-) | 1,153枚 |

【出典】 1898年：北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「北海道庁事務引継演説書 上」(道写本 387(1))、1901年：北海道立文書館所蔵「第一文庫簿書目録 天、地、人」(A7-1/34、35、36)、同館所蔵北海道史編集資料「簿書目録 地」(B55-3/629)、1913年：北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「事務引継書 大正二年」(道資料 009)。

【備考】 1901年の資料数は、「第一文庫簿書目録 天」例言の集計値を計上した。

* 「外ニ地方視学費支弁ニ係ルモノ七冊トス」とある。

ノ分」は20,462冊、「北海道庁ノ分十九年ヨリ三十年ニ至ル」ものは4,453冊である、と記された¹²⁾。

3年後の1901年には、新設「石庫」の「第一文庫」がおかれ、幕末から明治中期にいたる簿冊「簿書」が「精査」され、「函館奉行所」、「函館裁判所」、「函館府」、「諸藩」、「開拓使」、「札幌県」・「函館県」・「根室県」・「農商務省北海道事業管理局」(以下三県一局と略称)、「北海道庁函館支庁」・「北海道庁根室支庁」・「北海道庁長官函館出張所」および「北海道庁諸帳簿」・「北海道庁簿記」、「函表」、「開拓使三県北海道庁制旨稟裁申奏令達指令録」(箱入)に区分され、20,800冊2袋2括と650枚がそこに収納された(附表1参照)¹³⁾。

この時の「精査」の内容は明記されていないが、1887(明治20)年6月に制定された「北海道庁文書保存規則」によって導入された文書保存年限を永久・5年・1年とするシステム¹⁴⁾を、それ以前の保存文書に適応させる業務、つまり永久保存文書の確定が予想される¹⁵⁾。

さて、第一文庫の「諸帳簿」と「簿記」をみると、前者には、たとえば、1886年の目録に「函館支庁下官用地台帳」(「租税課」)、「辞令録」(「庶務課」)などと同時に、「件名簿」「本庁諸達事目録」などが収録されている。明治前期の函館県「庶務課」にも「送達簿」「收受簿」(1885・86年)が若干あるが、これは例外で、「諸帳簿」には各年それらとともに、永続性が想定される各種台帳・帳簿などが登録された。また、後者では、「物品受払簿」などととも、予算執行に関わる帳簿や「森林払台帳」「森林収入内訳簿」などの台帳・帳簿が記載されている¹⁶⁾これらは、1887年6月25日「歳入出所属帳簿及諸台帳並図書保存方法」¹⁷⁾による主務課保存の台帳・帳簿が第一文庫に編入されたことを示している。ただし、各主務課の事業関係書類は第一文庫にみられない。

「諸帳簿」は1886(明治19)年(度)から1905(明治38)年(度)まで3,637冊、「簿記」は1886年度から1904年度まで1,438冊(合計5,075冊)と、「第一文庫簿書目録 人」の巻首「第一文庫簿書排列序次」に記載されている(ただし、「諸帳簿」は1911(明治45)年まで、「簿記」は1913年度まで記入)。これら「諸帳簿」「簿記」を控除した「第一文庫簿書目録 天」記載の「簿書」は、15,725冊2袋2括である。この数値には疑義があるが(附

表1中の「諸帳簿」「簿記」「図表」を控除した数値は17,705冊2袋4括、「第一文庫」開設時のひとつの目安となろう。

また、1887年以来、本庁では各主務課書類を文書担当セクションが編綴する「北海道庁公文録」¹⁸⁾が蓄積されはじめており、1898年の事務引継書では、「三十年三十一年分ニシテ仮綴編纂着手中ノモノハ百冊トス」と報告されていた¹⁹⁾。

その後、1909年1月に本庁舎火災により保存の非第一文庫の「簿書」が焼失した。

1913（大正2）年1月付長官石原謙三事務引継書の報告では、「簿書」35,482冊が「三個ノ文庫ニ保存」され、また「外編纂中ニ属スル文書ハ三千二百八十二件ナリ」と説明された。本庁アーカイブズは三文庫で保存され、保存数の増加とともに、「北海道庁公文録」編綴業務も増加しており、それらの管理のために、「簿書目録」（8冊）、「公文録目録」（62冊）、「永久保存簿」（14冊）、「有期保存簿」（16冊）、「完結文書領収簿」（443冊）、および「簿書貸付簿」（5冊）が備えられていた。また、「図書」では「書籍」と「図表」の増加があるが、「写真」は減少した²⁰⁾。その理由はあきらかでない。

函館支庁アーカイブズ 上述の1881年推定「開拓使函館支庁記録課外事係所蔵文書目録」には（表2）、57タイトル484冊8袋と海外旅券など4タイトル144枚が記載されている²¹⁾。ただし、この目録とその後の函館支庁アーカイブズに関するデータ（附表2参照）と比較すると、保存されているすべてが記載されていないことが判明する。

これを、附表2を参照しながら「第一文庫簿書目録」（附表1）とつきあわせると、関連するものが第一文庫にみいだされる。第一文庫「函館奉行所」（168冊—目録掲載冊数合計数（附表1参照）、以下同じ）の箱館外交事務書類は、「外国御用留」「異国船取計伺書並条約」「各国証書留」「英館御普請御入用留」「訳官黜陟録」（以上各1冊）「地蔵町築地御用留」（2冊）、「函館裁判所」（16冊）では「文通録」3冊（写本）、「開拓使函館支庁外事課」（82冊）では、安政年間からの**居留地書類**（附表2中のシリーズタイトルを参照、以下イタリックは同じ）（32冊）、**訴訟書類**（9冊）、**各国領事等和文書類**（5冊、内1冊は欧文の可能性があるが不明）、シリーズ「外国人ニ関スル件」（26冊）、「規則類編」「日誌」（各1冊）などの**その他書類**（10冊）がある。この「外国人ニ関スル件」は、後代に合綴され表紙とタイトルが付与されたもので、現存の17冊1ファイルからすると、**各国領事等和文書類**のシリーズのひとつ「来翰翻訳」、**居留地書類**、**訴訟書類**などが綴られている。

つまり、函館における外交事務書類の中核が、函館支庁アーカイブズに保存されたままであった。では、なぜ、このような事態が出来たのか。それを示すものはさしあたり不明である。

「史料」としての貸出 推定できることのひとつは、この外交担当セクションは箱館奉行以来のもっとも伝統ある通詞たちのセクションであったことが、あげられよう。

表2 開拓使函館支庁記録課外事係所蔵文書目録 (1881年推定)

合計484冊 8袋144枚

| |
|---|
| <p>応接書上留：9冊《1859(安政6)-66(慶応2)》，応接下物留：7冊《1859-63(文久3)》，進達録：2冊《1864(元治元)-70(明治3[ママ])》，達懸合留：4冊《1858(安政5)-64》，評議録：9冊《1864-76(明治9)》，諸方文通録：12冊《1864-71》，異船諸書付：7冊《1858-64》</p> <p>院省府県文移録：26冊《1872-79》，本各支庁文通録：47冊《1868-81》，東京出張所文移録：16冊《1875-81》，電信往復編冊：5冊《1876-81》，諸課文移録：12冊《1874-81》，取裁録：5冊《1877-81》，規則類編：23冊《不明》</p> <p>英国官吏来簡録：18冊《1859-80》，英国商人ポーター氏来簡録：1冊《1860-73》，英国商人プレキストン氏来簡録：1冊《1863-73》，英国ハウル商会来簡：1冊《1869-73》，米国官吏来簡録：13冊《1858-79》，米人商人来簡録：1冊《1865》，仏国官吏／領事来簡：3冊《1850[ママ]-65,75-78》，仏独両国領事来簡：1冊《1873-74》，仏国商人来簡：1冊《1871-72》，独逸国官吏来簡：2冊《1863-71,75-76》，李国カートネル来簡：1冊《1868-71》，魯国官吏来簡：2冊《1858-72》，葡国官吏来簡：1冊《1864-67》，和蘭国官吏来簡：1冊《1860-67》，暹国領事来簡：5冊《1863-78》，各国商人来簡：5冊《1865-76,79》，米人ブレイク来簡録：1冊《1862-63》，英国俄威氏来簡：1冊《1864-68》，米人エルドレッジ氏来簡：1冊《1872-73》</p> <p>各国書簡留：10冊《1858(安政5)-65(慶応元)》，各国官吏文通録：56冊《1862(文久2)-81》，各国官吏触達簿：7冊《不明》，各国往復検印録：27冊《1871-76》，騰[ママ]写類 但シ各国官吏往復書類：25冊《不明》，清国人籍牌及布達綴込：1冊《1875》，清理事書簡：1冊《1878》，清国人民書簡：2冊《1879》</p> <p>大町築出地御用留：1冊《1860(万延元)》，大町築出地外国人江貸渡規則書：1冊《1861(文久元)》，外国人地所貸渡証書留：2冊《不明》，外国人地所貸渡古証書綴込：3冊《不明》，諸証書綴込類：12冊《不明》</p> <p>訴訟関係書類：10冊《不明》，海外旅券：1冊《1881》41枚《不明》，外国人内地旅行免状：39枚《不明》，外国人銃猟免状并条約：各30枚《不明》，清国人銃猟免状并条約：各2枚《不明》</p> <p>願届編冊：19冊《1860-81》，諸書拾遺編冊：4冊《1864-72》，雑書類〔但シ〕日誌仕出留通付録：50冊《不明》，雑乗：7冊《1868-81》，雑集：8袋《不明》</p> |
|---|

【出典】 札幌学院大学図書館所蔵地崎文庫「諸願届録」(B/89)。

【備考】 表中の区分は附表2の区分と同一にした。タイトル、点数、年次は史料の記載にもとづいたが、同一タイトルのものを引用者がまとめたものもある。

また、同時にみておかなければならないのは、1880年代から93年まで、太政官-内閣および外務省などで幕末外交文書集の編纂をした萩原裕による「外交本末 前編」に、その編纂材料のひとつとして「函館県庁所蔵」和書類28タイトルが記載されていたことである²²⁾。これらには、この史料の紹介者田中正弘氏が指摘しているように、函館県以外の江戸幕府から継承したものが混在しているが、上記表2「開拓使函館支庁記録課外事係所蔵文書目録」に記載されている「応接書上留」「応接下物留」「異船諸書付」「各国書翰留」「各国官吏文通録」「各国官吏触達簿」「大町築出地外国人貸規則」があげられている。

編纂のための写本作成は、所蔵先での筆写か借用による謄写が通例で、分量からしておそらく後者がなされたであろう。その結果、本庁への引き渡し書類が函館に残留していたものに限定された可能性がある。そして、この行為によって、これらの契約や取り決めなどの「証拠」としてのアーカイブズに、「史料」というあらたな付加価値がもたらされ、おそらく、これも分離保存に影響を与えたと思われる。

さて、本庁アーカイブズの第一文庫と函館支庁アーカイブズがともに史料としてもちいられて公刊されたのは、『函館税関沿革史』（1904年12月刊）が最初であろう。これは、横浜税関が出版した幕末開港場の各税関史——横浜・長崎（以上1902年刊）、神戸・新潟（以上1904年刊）の一冊である。1854（安政元）年から1901年にいたる沿革史の典拠について、「函館税関沿革史引用主要書目」には、和文「旧記」200タイトルが掲載された。「北海道誌〔ママ〕」「開国起源」「公務日記」なども記載されているが、大半は函館支庁アーカイブズ²³⁾で、第一文庫の北蝦夷地御用所関係も含まれている。

この税関沿革史編纂に触発されたのであろうか。外務省は、これら各税関所在地の道庁長官と県知事にたいし、1904年11月15日付外務次官名の文書をもって、幕末から維新にかけての「外交文書編纂」に着手するので、「貴庁所蔵ノ旧記中和文欧文ヲ問ハズ」連絡するようにと照会した²⁴⁾。それへの同月24日付道庁長官名回答には本支庁の和文書類92タイトル99冊が列挙され、外務省はそれらの調査のために嘱託大塚武松・村松定臣を1905年1月18・19日頃派遣する旨の文書を送付した。その後、道庁は同年4月24日付文書により、調査者の申し入れによる和文書類47タイトル55冊の送付と、函館支庁アーカイブズの取り扱いは函館支庁と直接連絡すること、そして借用書の送付依頼の連絡をした。外務省借用書は、同年5月16日に本庁と函館支庁それぞれに送付された。第一文庫からは、大半が北蝦夷地御用所のもので、そのほかの箱館外交事務書類は上記の「各国証書留」「訳官黜陟録」「文通録」「外国御用留」「異国船取計伺書並条約」「英館御普請御入用留」である。函館支庁アーカイブズは、和文書類79タイトル81冊（附表2参照）が貸し出された。

しかし、この「外交文書編纂」は、翌1906年8月24日発送の東京帝国大学長宛外務省の回答文書によって、事業とその「臨時編纂書類」および「編纂ノ材料トナリシ書類」を同大学文科大學史料編纂掛へ引き継ぐことが決まった。前者の「臨時編纂書類」中「補修スベキモノ」には「函館書類謄本」（36冊）と「札幌書類謄本」（18冊）が記載され、後者の「編纂ノ材料トナリシ書類」には「北海道庁及神奈川長崎ノ諸県ヨリノ借入ノ書類ヲ除ク」と注記されていた。同年10月に、神奈川県はこの引継のことを承知してか、外務省へ貸出の「御用済」書類の返却を求め、それにたいする外務省回答は、大学との協議で「借用中ノ書類悉皆同大学ニ引渡候ニ付」、大学より「借替ノ手続」がなされる旨の通知をした。その結果、神奈川県は同月に外務省へ以前の借用書を返却した。しかし、ほかの道庁・県からの反応がなく、外務省は、翌1907年2月大学に外務省借用書の返却を督促し、同月末に道庁本庁・支庁の分を受理した。なお、東京帝大から借用書が道庁本庁・支庁に送付されたかどうかは不明である。

貸し出されたこれら道庁アーカイブズのその後の取り扱いは、第一文庫分全部（55冊）と函館支庁分（21冊）が返却されたと推定される。後者の残部60冊が東京大学史料編纂所から北海道に返却されたのは、上記のように1978年であった（なお、外務省借用書と返却簿冊を較べると、4冊のタイトルが合致しないが、それは外務省借用書の誤記と思われる（附表2備考5参照））。

この編纂事業は、外務省編纂担当の主任中村勝麻呂が1906年11月に同大学史料編纂官に任じられ、『幕末外国関係文書』の公刊になっていく。史料編纂官中村勝麻呂が1915年に河野常吉の北海道史原稿の校閲に参与するように取り決められた背景のひとつには、この経緯があった²⁵⁾。

三 第一次編纂初期における道庁アーカイブズの貸出

第一次編纂は、主任河野常吉のメモによると、1915（大正4）年4月1日内務部地方課北海道史編纂掛の正式発足以前、1913年11月に準備をはじめ、同年12月16日事業手阿部正己が任命されて着手したとしているが²⁶⁾、実際は同年7月に三県一局のアーカイブズを借用し、それらの筆写がおこなわれていた。

第一次編纂の編集方針 これは、『北海道史』を短期間に編纂し刊行しようとする趣意に沿おうとする主任河野常吉の編纂方針にもとづいたものであった。

1914年3月に道庁長官に提出した主任河野常吉の「北海道史ノ編纂」草稿によると²⁷⁾、「本文」3巻（古代～幕末、明治維新～三県一局、北海道庁）、「附録」1巻（年表・統計など）、「地図」1巻を、主任河野常吉と編纂員阿部正己および筆耕者の補助によって5年間で完成するには、資料収集とその整理にもとづく著述という「編纂ノ順序」を採用できないとし、主任河野常吉の、いわゆる学識に依拠し、各時期の借用資料により本文を著す、としていた。

そして、第1巻は道庁所蔵マニユスクリプトの「旧記」と各地に所在する民間資料に依拠し、第2巻冒頭は資料が乏しいゆえに戦乱を概観するにとどめ、開拓使については『開拓使事業報告』と『北海道志』とともに河野常吉が収集してきた民間資料を活用し、三県一局は短期間であるが分割統治され纏まった編纂物がないので阿部正己にその材料の編纂に従事させる、とした。道庁は、「殊ニ道庁火災ノ際公文書等ノ焼失少ナカラサルヲ以テ一層ノ困難ヲ感セリ」と道庁文書の焼失を指摘し、その手当として、1886年道庁設置以降1894年（河野常吉の道庁就職時点）までの「材料ヲ整理センカ為」に助手1名（「地図」作成にも関与）を雇用することを提案した（ほかに、道庁各部に「材料」を提供する「委員」をおくことが提案されたが、その実現は不明）。さらに、「道史ノ年表ハ昨年起草ニ着手シ過半脱稿セリ」などと「附録」、「地図」についての説明も怠りなくなされた。

この方針にしたがい、1915年4月1日「北海道史編纂要領」が定められた²⁸⁾。

河野常吉の手控えとメモを綴った「北海道関係書目（借用分）」²⁹⁾には、道庁「旧記」19タイトル54冊の借用書（No14）、岐阜県武川久郎（1914年11月借用写本8点）、函館図書館（1915年5月借用写本2冊）、福士成豊（1915年6月借用4点2囊）、伊達翁記（1915年6月借用17点）、河野常吉などからの借用一覧表が綴られている（以上No25）。

本庁アーカイブズ この「北海道関係書目（借用分）」は、「北海道事業管理局上局」の「簿書」（No1）および三県の法令集・統計書・勸業課年報（No4）から

表3 「北海道関係書目（借用分）」編綴借用書・点検リスト（1913年7月～1914年）

| | |
|--------|---|
| No1 | 1913年7月15日「借用証」（拓殖部殖民係嘱託河野常吉・事業手高橋儀一→文書係） 第一文庫：北海道事業管理局上局（14冊） |
| No4 | 1913年7月16日借出「図書目録」（嘱託河野常吉印） 札幌県・函館県・根室県の法令集・統計書・勸業課年報および法令全書40冊 |
| No7 | 1913年「借用書目」（事業手高橋儀一点検） 第一文庫：北海道事業管理局庶務課（168タイトル218冊），少なくとも4冊不明 |
| No8, 9 | 1914年1月19日「借用証写」2通（嘱託河野常吉・事業手阿部正己→文書係） 第一文庫：北海道事業管理局上局・庶務課（37冊），上記No1, 7の一部再借用 |
| No10 | 1914年1月19日「借用証」（嘱託河野常吉・事業手阿部正己→文書係） 第一文庫：北海道事業管理局物産課・管業課・会計課・札幌農業事務所（197タイトル270冊），阿部正己点検：31冊不明 |
| No13 | 1914年「目録」 第一文庫：北海道事業管理局札幌工業事務所（136タイトル168冊），鉛筆点検：19タイトル19冊不明 |

【出典】 北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料「北海道関係書目（借用分）」(094/Ko/175、1102195045)

【備考】 Noは編綴順に従い引用者が付与し、()内にタイトル数と附表1の冊数を計上。点検リストには、このほかに北海道事業管理局七重農工事務所/根室農工事務所（123タイトル129冊）があるが、未チェックにつき点検候補と推定し、本表に計上しなかった。

はじまる、1913（大正2）年7月から1914年にかけての文書係からの資料借用書が綴られている（表3）。

No7、No10、No13は「第一文庫簿書目録」の写で、それぞれの「簿書」を借用するために点検したと推定されるマークが付記されている。そのマークの意味を、「第一文庫簿書目録」と現存の各「簿書」とつきあわせをして、明らかにしよう³⁰⁾。

No7「北海道事業管理局庶務課」（168タイトル218冊）は、各リスト頭部に「㊦ [高橋]」の捺印が付されたもの119タイトル136冊、「○」印が付されたもの5タイトル30冊、チェック印がないもの44タイトル52冊で構成されている。これらの内、「○」印付与のものとチェック印がないものそれぞれに、1タイトル2冊に「一冊」、1タイトル4冊に「三冊」と頭注されている。この頭注を現存「簿書」と照合すると、この冊数は当時確認された冊数を表示していると推定される。というのは、1タイトル4冊の二ケースに着目すると、現存のものは1タイトル3冊と1タイトル2冊であり、少なくともこの点検時の欠本数を表してはいない。つまり、捺印と「○」印および頭注は、「簿書」確認の痕跡と思われ、不明なものは少なくとも4冊であったと推定される。

No10「北海道事業管理局物産課」・同「管業課」・同「会計課」・同「札幌農業事務所」（197タイトル270冊）では、目録冒頭に「㊦ [阿部] 印ハ欠本ノ証」と注記され、各目録頭部に捺印または例えば「内一冊欠」と付されたもの31冊があり、それらは現存していない。

No13「北海道事業管理局札幌工業事務所」（136タイトル168冊）では、「○」印が付されたものは19タイトル19冊で、すべて伝来していない³¹⁾。

これら伝来していない各「簿書」の「冊号」に着目すると、それらはランダムな欠番で、

しかも、同一タイトルを構成する複数の「簿書」の一冊が欠落している場合もある。つまり、第一文庫「簿書」は、この1913年時点では、意図した廃棄というよりも、所定の配架棚におかれぬ状態がもたらした「不明」が発生しはじめていた、とみてよいであろう。

このように借用した「簿書」の抜粋筆写は、急いでおこなわれた³²⁾。

函館支庁アーカイブズ 1914(大正3)年6月21日から7月5日にかけて、河野常吉は渡島地域の「拓殖ニ関スル調査」をおこなった。函館市では、函館図書館や旧家のマニユスクリプトを借用して筆写し、函館税関と函館支庁を訪問し、6月23日には「午後支庁ニ至リ庫内ノ書類ヲ検ス、三冊借来リ夜写ス」機会をえている³³⁾。

1915年7月5日の受領印が捺された「北海道庁」宛の同月2日付函館支庁文書「道史材料ノ件」³⁴⁾には、「函館支庁出品目録」および「外国人来翰編冊目録」(ともにカーボン紙複写)が添付され、「本〔ママ〕月十日内地第三九一六号ヲ以テ照会相成候本件別紙目録貳通現品鉄道便ヲ以テ送付候条御査収ノ上ハ預証(田中氏分別紙ニ認メラレ度)回付相成度候」と記されている³⁵⁾。

この「函館支庁出品目録」には、表2中の「応接書上留」「応接下物留」(各7冊)、「評議録」(2冊)、「大町築出地御用留」と「大町築出地外国人江貸渡規則書」(各1冊)があり、このほかに「七重村開墾条約書」(1冊)、日誌(2冊)など、21冊が記載されている。「外国人来翰編冊目録」に記載されている51冊は、各国領事(39冊)、在留外国商人(9冊)、および幕府・明治政府御雇外国人(3冊)などの欧文書類である(附表2も参照)³⁶⁾。

この文書には、上記「函館支庁出品目録」の写と「函館支庁ヨリ借入書(但申〔ママ〕送付ニモレタル分大正四年七月六日)」各1葉が合綴されている。後者には(附表2中【道史編纂掛貸出】参照)、幕末明治前期の決裁往復等書類の「箱館奉行村垣淡路守取扱書」「院省院〔ママ〕府県文通録(往八年)」、*各国領事等欧文書類*と推定される「米利堅国官吏来翰」「米領事来翰」「葡国官吏来翰編冊」、*各国領事等和文書類*の「各国官吏応接録(慶応二年)」「各国官吏触達簿」「各国官吏文通録(明貳年)」、*居留地書類*の「約定書」、*事件書類*の「米国船アークテク号乗組員銃殺一件(廿年)」、そして*その他書類*「願届編冊(明治元年)」「諸書拾遺編冊(明治元年)」など18冊が記載されており、あたかもシリーズ別サンプル集のような印象を与える。

さて、「函館支庁出品目録」写の冒頭欄外に「(○印文書課ニアルモノ) (v印アリアルモノ)」、「函館支庁ヨリ借入書」にも同様に「(v印アルモノ)」と追記され、各簿冊へのチェック印が付されている。上記「函館支庁出品目録」にも写と同じ個所に○印のチェックが付されており、「外国人来翰編冊目録」にも○印が付されている。また、「函館支庁出品目録」写と「函館支庁ヨリ借入書」それぞれの冒頭欄外には、「八年四月頃阿部氏ノ命ニヨリ筆耕石野(又ハ高野)ノ調ヘタルモノナラン」と鉛筆注記がある。これは、河野常吉の第二回目の辞表提出後、編纂員阿部正己の指示による函館支庁アーカイブズ在庫確認の痕跡である、と示している³⁷⁾。

「函館支庁ヨリ借入書」末尾には、「(不足冊数) 五一ノ内二〇、外交文計、三九ノ内一

三、函館出品計、三三、二口合計冊数、三十三冊不足」と「〇三十三 〇二冊不明ノモノ 差引 〇三十一」と二つのメモがある。つまり、1919年4月時点で、道史編纂掛保存と文書課預入の函館支庁アーカイブズで所在不明なのは、「外国人来翰編冊目録」51冊の内20冊、「函館支庁出品目録」21冊と「函館支庁ヨリ借入書」18冊の計39冊の内13冊、合計33冊であったが、結局31冊であったとしている。

その後、「函館支庁出品目録」と「外国人来翰編冊目録」の「応接書上留」「応接下物留」3冊および欧文書類33冊には、1921年2月・6月、時期不明、都合三回にわたり「文書係へ貸ス」と書かれた付箋が貼られている。貸し出された理由は不明であるが、これからすると、上記の不明分の実際は31冊より少なかったと推定される。

これを確認するために後述される第一次編纂終了時の「函館支庁出品目録」³⁸⁾を点検すると、「箱館奉行村垣淡路守取扱書」「米利堅国官吏来翰」「米国領事来翰」「葡国官吏来翰編冊」「丁抹人デュース地稅滞納一件書類（明治九年）」の5冊の記載がなく、これらが第一次編纂中に不明となった、と推定できる。ただし、最後の簿冊は、阿部正己が郷里鶴岡へ持参している³⁹⁾。北海道史編纂掛における保存も相当不確実なものであった。

四 第一次編纂事務引継と道庁アーカイブズの返却と引渡

1917年末作成された『北海道史』第1、附録1（北海道管轄略譜、北海道史年表、北海道史重要統計表）、附録3（地図）の原稿は、翌1918年校閲者中村勝麻呂との校訂作業がなされ（同年7月5日河野主任第一回目辞表提出）、また道庁長官の点検を受け、それらの印刷は同年12月末になり、『北海道史』第2、第3と附録2（人名字彙、引用図書解題）の発行は期限なしに延期された。1919年早々、道庁長官などの附録1の年表検閲が附録1の再吟味をもたらし（同年3月4日第二回目辞表提出）、結局この巻は未配布のまま1923年9月の関東大震災で印刷業者の倉庫で焼失した。そして、1924（大正13）年2月26日河野常吉は三度目の辞職願を提出し、3月26日付辞令が同月29日に発令された⁴⁰⁾。これに伴って、同年4月末まで、同年9月から12月末までの二回にわたり、引継書作成と本庁アーカイブズの返却と函館支庁アーカイブズの本庁への引き渡しがおこなわれた。

「北海道史編纂掛図書及写真目録」と本庁アーカイブズの返却

1924年4月9日付「北海道史編纂掛図書及写真目録」⁴¹⁾には、「写本及編纂本 三百三部」、「掛物及巻物 式十八個」、「図類 百十三枚」、「写真八冊 七百二十三枚」、「写真袋入其他 八百三十八枚」、「写真原板 二百七十五枚」、「道史原稿 二十六綴」、「公文書類及事務用簿冊 三十七冊」、「寄贈セラレタル書籍 四十六冊」が記載されている⁴²⁾。ただし、その内容目録はない。これは暫定版の可能性が高い⁴³⁾。

ところで、本庁アーカイブズの返却は、前年12月から一部がはじめられ、同年4月末に終了した（表4参照）。つまり、1923年12月には、主任河野常吉は辞職を決意していたようである。

表4 『道史編纂掛借用図書簿書返納目録』の構成 (1923-24年) 合計2,322冊335点2括+α

| | | |
|-----|---|--------------------|
| 一 号 | 返納図書領収証：山林局年報，函館県布達全書など105冊 | 1923.12.10返 |
| 二 号 | 写真返納目録：札幌全景，写真帳など181枚・10冊 | 1923.12.15-24.4.5返 |
| 三 号 | 返納図書目録：内閣文庫図書目録など27冊 | 1923.12.17-24.4.5返 |
| 四 号 | 簿書返納目録：維新以前書類，公文録，外事課書類，三県・道庁への院／閣省令達録・指令録など（第一文庫簿書）776冊2括 | 1924.2.20返 |
| 五 号 | 返納図書目録「図面一」：有珠室蘭十勝見取図綴など136点 | 1924.3.5-4.4返 |
| 六 号 | 返納図書目録「旧記其他」：『蝦夷国地理図纂』など309冊 | 1924.3.27-4.24返 |
| 七 号 | 返納図書目録「雑書」：『札幌県職員録綴』など30冊 | 1924.3.27-4.4返 |
| 八 号 | 図書返納目録「大正八年七月以後借入ノモノ」：札幌郡誌，魯西亜人カラフト渡来一件など77冊 | 1924.3.27-4.28返 |
| 九 号 | 返納図書目録「布令、法令」：『開拓使布令録』，『道庁布令全書』など131冊 | 1924.3.27-4.28返 |
| 十号 | 返納図書目録「年報、報告、統計」：学事年報など147冊 | 1924.3.27-4.5返 |
| 十一号 | 簿書返納目録：開拓使～道庁布令書（第一・第二文庫）および維新以前書類，部類抄録，三県への院省令達録・指令録など（第一文庫）199冊 | 1924.3.27-3.31返 |
| 十二号 | 官報返納目録：『官報』（1886-1916年），『両院速記録』など450冊 | 1924.3.27-3.31返 |
| 十三号 | 図書返納目録「文庫以外ノモノ」：統計・港湾・殖民課借入14冊 | 1924.3.22-4.8返 |
| 十四号 | 殖民課ヨリ借入：『函館沿革史』など47冊 | 1924.3.24返 |
| 十六号 | 図書返納目録「文庫へ」：写真，図類など18点+α | 1924.4.4-4.28返 |

【出典】 北海道立図書館北方資料室所蔵「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」(025/Ho, 1102204797)

【備考】 「十五号」欠。「 」内の主な内容表記は鉛筆などによるメモ。返却先部署が記されていないものは、すべて文書課である。

その返却の都度に作成された目録を綴った「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」⁴⁴⁾は、「十五号」が欠落しており返却目録すべてではない。また、各目録は「図書」「写真」「地図」「簿書」などに整然と区分されたものではなく、さらにその大半には後日付けの少量の追加目録が記載され、一方には削除されたものもあり、追加分も含めて、各リスト末尾に各セクションの担当者間の捺印が付された目録で、正規な目録というよりも、担当者同士の一種の覚書である。その仕立て方は、あたかも編纂掛の手元におかれていた資料群毎に目録化されたかのようなようである⁴⁵⁾。

これら返却目録記載の各資料を、「幕末明治期書類」、「地図・図類」、「写真・写真帳」、「近世以降明治期マニユスクリプト（「旧記」）」、開拓使以降北海道庁が刊行した布令集や統計書などの「開拓使～北海道庁刊行物」に区分し（表5）、この時点で道史編纂掛が点検していた資料、とくに書類をみることにしたい。

「幕末明治期書類」において、「明治維新以前書類」は、第一文庫「函館奉行所」（140タイトル168冊（附表1参照、以下同じ））の39%の編年書類65冊（旧幕物産会所と旧幕生産掛3冊を含む）が記載されている。ただし、そのタイトルの大半は未詳である。

表5 1923-24年道史編纂掛返却本庁アーカイブズ 合計1,611冊41袋284点2括+α

| |
|---|
| 幕末明治期書類 ：963冊2括 |
| 明治維新以前書類：編年書類65冊《文政-慶応年間》 |
| 藩県書類：12冊《不明》 |
| 開拓使布達（第二文庫保存32冊を含む）：52冊《1869-82》 |
| 履歴書・進退録・職員録など：53冊《慶応年間-1888》 |
| 開拓使公文録（札幌本庁・東京出張所の区分なし）：330冊《1869-81》 |
| 部類抄録（国史編纂書類草稿3冊を含む）：34冊《不明》 |
| 編年書類：243冊《1868-86》 |
| 開拓使函館支庁外事課書類：67冊2括（1冊《安政5-戊辰》，編年書類41冊《1869-82》，外国人ニ関スル件・外国人約定証書14冊，雑11冊，欧文書類2括《以上不明》） |
| 令達録：42冊《1882-99》 |
| 指令録：37冊《1882-1900》 |
| 三県書類：9冊《不明》 |
| 炭礦鉄道事務所書類：4冊《1882-87》 |
| 北海道庁書類（非第一文庫，屯田歩兵給与地配当調1冊を含む）：2冊《1896-97》，13冊《不明》 |
| 地図・図類 ：41袋102点+α |
| 写真・写真帳 ：182点・10冊 |
| 近世以降明治期マニユスクリプト（「旧記」） ：356冊 |
| 開拓使～北海道庁刊行物など ：282冊 |
| 開拓使公文抄録，開拓使布令録，開拓使日誌：18冊 |
| 開拓使報告書，開拓使事業報告など：24冊 |
| 札幌県布達々書，札幌県報など：17冊 |
| 札幌県統計書，札幌県勸業課年報など：8冊 |
| 函館県布達全書など：12冊 |
| 函館県統計書など：5冊 |
| 根室県布達全書など：27冊 |
| 根室県一覽，勸業諮問会日誌など：6冊 |
| 農商務卿報告，札幌農養年報：9冊 |
| 北海道庁布令書など：51冊 |
| 北海道庁統計書など：105冊 |

【出典】北海道立図書館北方資料室所蔵「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」（025/Ho, 1102204797）

明治初年北海道を分割統治した「藩県」書類は、開拓使が収受した書類（17タイトル22冊）で、その約半数12冊が記載されている。

開拓使アーカイブズの中で、ほぼ一括して借用されたのは「布達」関係である。これらは、第一文庫保存の「自明治二年至同五年 布達々書拾遺」（1冊）、「札幌本庁布達」（時期不明、6冊）、「布達」（1878-84年、13冊）、第二文庫⁴⁶⁾保存の「自明治二年至同四年 函館支庁開拓使布達々書」（1冊）、「開拓使布令録原稿」（1878・79年、4冊）、「開拓使函

館支庁布達々書」(1872-77, 79-80, 82年、20冊)、開拓使根室支庁の各種「達」刊行物(1876, 78-81年、7冊)などである。この法令を重視する姿勢は、三県および道庁にもみられる。

これに準ずる姿勢を示しているのは、官吏履歴書関係である。その内訳は、「履歴書(書、簿、短冊)慶応年間ヨリ明治二十一年ニ至ル」(38冊)、「職員録」(1872, 74, 86年、4冊)、「進退録」(1868, 70, 71, 75年、7冊)、「辞令録」(1886年、1冊)、「免職物故」(1878, 79年、2冊)、「札幌県職員録綴」(不明、1冊)である。

奇妙なことに、太政官正院と開拓使間の書類「制旨録」・「稟裁録」・「申奏録」の目録がない。三県および道庁における太政官正院／内閣・各省の「令達書」および「指令書」(1882-1900年、79冊)⁴⁷⁾は、明記されているにもかかわらず。

開拓使の編纂シリーズ「開拓使公文録」は、東京出張所(343タイトル529冊)と札幌本庁(227タイトル356冊)のいずれかは判明しないが、借用「簿書」のもっとも多数の330冊(1869-81年)である。しかし、それらは合計数の37%にすぎない。それに比べ、開拓使札幌本庁のシリーズ「部類抄録」(172タイトル222冊)は極端に少なく、15%の34冊である。

編纂シリーズ以外の「編年書類」には、内訳不明な「第一文庫簿書」(243冊)が記載されており、その内213冊が1868年から1882年まで、残り30冊が1883年から1885年までとされている。後者が、三県一局または大蔵省開拓使会計残務整理員会／大蔵省開拓使事業報告編纂残務掛のものであるかは不明である。なお、「三県」と記載された書類9冊が別途に記載されている。編纂開始早々借用した三県一局の「簿書」はみあたらない。すでに返却したようである。このほかに、「開拓使函館支庁外事課」(49タイトル82冊)は、その約8割の67冊2括⁴⁸⁾が記載されている。この書類群を特別に明記したのは、函館支庁アーカイブズとの関連性が意識され、その混同を回避していたと思われる。

「地図・図類」は、その大半が蝦夷地・北海道図とその地域図(90点)、書画(8点)が記載されており、それ以外に地質図(「幌内煤田地質図」、「明治九年五月出版ライマン氏着色北海道地質図」、「北海道地質産図」、「石狩煤田全図」、計4点)、「長袋入諸地図」(33〔袋一引用者付与、以下同じ)、「諸図(袋入ノマヽ)」(5袋)、「雑図(袋入ノマヽ)」(2袋)、「豊平川木圍場見取図外二」(1袋)、「諸図面(貸付簿十二頁ニアル無号ノ諸図)」(数量未記載、表5中 α と表示)が含まれている。これらのタイトルは「第一文庫簿書目録」にみあたらない。

「写真」はおもに明治前期のもので、「開拓使官園第一・二号地」「創成通」「札幌官舎新築」「七重官園地 附酒田県士族開墾人員」「開拓使官員写真」などの写真帳10冊と182枚が記載されている。

「旧記」は、道史編纂掛収集資料の混入を排除しようとする姿勢をもって、借用分124タイトル356冊を返却した。というのは、道史編纂掛の業務は、廃止されたのではなかったからである。

表6 北海道史編纂資料簿冊目録（推定1924年12月末）

合計 403冊26綴1,988点

| |
|---|
| 北海道史編纂資料簿冊目録：302部309冊 |
| 【現状】338部353冊に分冊*。北大（道写本277部286冊（内4冊不明）、別／旧記21部26冊）、不明40部41冊 |
| 掛物及巻物：28軸 |
| 【現状】北大28軸 |
| 北海道史所要絵図類目録：123枚 |
| 【現状】北大（維新後8枚、維新前は未確認） |
| 北海道史編纂資料写真目録：1,837枚 |
| 【現状】北大（写真帳とその目録、ほかは一点毎の目録なしにつき未確認） |
| 北海道史原稿並附属書類目録：26綴 |
| 【現状】北大（道写本9綴（内1綴不明））・不明17綴 |
| 公文書類及事務用簿冊：38冊 |
| 【現状】北大（道写本1冊）・道立図書館1冊 |
| 道史編纂掛図書目録／町村誌目録（寄贈分）：56冊 |
| 【現状】未確認 |

【出典】北海道立図書館北方資料室所蔵「河野前主任引継書」（025/HO, 1102133822）
 【備考】表中「北大」は北海道大学附属図書館北方資料室にて所蔵されているものを指し、「道写本」などはその請求記号を示す。なお、「別／旧記」は購入本の可能性があるが未確認。
 *1926年5・6月編纂員川島専三は、「三県時代」など複数の統治組織が対象のものをそれぞれの県などに分冊した。

「北海道史編纂資料簿冊目録」 1924年9月4日から河野常吉は道庁から「文書整理事務」を囑託され、補助者たちとともに、詳細な引継目録作成業務を、その謝金300円受領日の同年12月24日までに完了したと推定される⁴⁹⁾。

その目録は（表6）、上記の1924年4月作成の「北海道史編纂掛図書及写真目録」の項目を継承して各タイトル（表6中の「部」）と点数を記載した。すなわち、4月作成の第一項目「写本及編纂本」を「北海道史編纂資料簿冊目録」と改め、「簿書目録」甲～戊の五部とし、甲には近世主体のマニユスクリプトなど（42タイトル42冊）と明治以降の統治組織などの沿革略や各種材料からの抜粋など（96タイトル97冊）、乙は「開拓使時代」（11タイトル11冊（14冊に分冊））、丙は「三県一局時代」（65タイトル68冊（105冊に分冊））、丁は「開拓使、三県、道庁時代ノ一」（35タイトル37冊（39冊に分冊））、戊は「道庁時代ノ二」（53タイトル54冊（56冊に分冊））とした（4月作成303タイトルは302タイトル309冊に変更）。

その中心となるものは、道庁アーカイブズの謄写編纂本である。それらは、「開拓使時代」「三県一局時代」「道庁時代」などの統治組織名と「行政」「農業」などのテーマ名の両者が付与されたもの、または「英国外交史料」「米露丁葡清国外交史料」「函館外交史料英人ポーター関係書類」など特定テーマ名のもので、それは北海道大学附属図書館にて現存する312冊のうち175冊が該当する⁵⁰⁾。

「掛物及巻物」は変更がない。4月作成の「図類」は甲・乙構成の「北海道史所要絵図類目録」とされ、甲は維新前の『北海道史』附録地図（98枚）と第1巻挿入図（10枚）、乙は維新後の「今後使用スヘキモノ」（15枚）、それぞれが記載された（4月作成113枚は

123枚に変更)。

写真は「北海道史編纂資料写真目録」とされた。その内訳は、「北海道史編纂資料写真帖 自第一卷至第八卷」の写真帳(723枚および写真目録1冊)⁵¹⁾、「北海道史第二挿入原稿写真」(45枚)、「北海道史資料写真(参考品)」(284枚)、「北海道史資料雑写真」(510枚)、「北海道史資料写真原板 写真帖ニ貼付シタルモノ、原板」(218枚)、「北海道史資料写真原板 写真帖ニ貼付セサルモノ、原板」(57枚)である(4月作成の1,836枚は1,837枚に変更、1点毎の目録はない)。

「北海道史原稿並附属書類目録」は、4月作成の「道史原稿」を改め、内訳が明記された。「北海道史」原稿は、「第七編 箱館裁判所及箱館府時代」、「第八編 開拓使時代 第一 開拓使諸藩等分割期」、同「第二 十年計画」および同「参考物」、「第九編ノ内」〔三県一局期〕、「第十編ノ内」〔北海道庁期〕、「第十編中ニ使用スベキモノ」であった(各1綴)⁵²⁾。そして、「北海道史附録人名字彙」は「原稿」(12綴)、「未定稿」、「材料」、「目録」(各1綴)、「北海道史附録引用書目録解題」(2綴)、そして「北海道史附録管轄略譜、年表、統計正誤表原稿」(1綴)が添えられていた。

「公文書綴及事務用簿冊目録」は、1915年以降の事務書類などである(4月作成の37冊は38冊に変更)⁵³⁾。寄贈図書は、「道史編纂掛図書目録」(32冊)と「町村誌目録」(24冊)が記載されている(4月作成の46冊は56冊に変更)。

このように、この目録は、第一次編纂によって作成され、集積されたマニュスクリプトなどの写本と道庁アーカイブズの謄写編纂本や複製がリスト化されており、そして継続編纂される「北海道史」原稿やその材料も含んでいた。

「函館支庁出品目録」と函館支 庁アーカイブズの本庁への引渡

1919年4月時点での函館支庁アーカイブズの借用数は90冊であったが、1924年12月に作成された「函館支庁出品目録」⁵⁴⁾には、和文・欧文書類334タイトル457冊が記載されており、道史編纂事業の進展が危ぶまれるなかで、多数の函館支庁アーカイブズが北海道史編纂掛へ貸与されていた。

この「函館支庁出品目録」の1頁目に錆びた虫ピンでメモ用紙が括られている。その冒頭には「文書課倉庫ニ預入レ中紛失シタルモノ」と記載され、14タイトル27冊が列記され、つぎのように説明が付されている⁵⁵⁾。

右ハ大正十三年三月中文庫ニ預入レ

同年八月二十日他ノ廃棄書類ニ混入シタルヲ以テ選出シテ編纂室ニ持帰調査シタルニ前書ノ二十七冊不足シアリ。十月二十五日文書係員ト照合、十二月十五日文書別室ニ運ビテ再ビ照合三百九十二冊引渡シ済ミ。外ニ曩ニ引渡シタルモノ三十八冊、紛失二十七冊合計四百五十七冊。

つまり、1924年3月に文書課に預けていた65冊の内27冊が紛失していたのを、同年8月20日に発見したと記している。その後の処置を、河野常吉の「日記帳 大正十三年」によって補充しながら、みることにしよう⁵⁶⁾。

10月22日には「函館支庁の外交文書を本庁へ引継ぐ件ニ付文書課へ相談」し、同月25日には上記のように「文書係員ト照合」している。12月5日には「渡島支庁所蔵ノ旧記取調ノ為メ今夜小川属ト共ニ出張ノ事定」り、翌6日「渡島支庁ニ至リ〔中略〕旧記旧絵等ヲ調査、尚倉庫内ヲ検シ、道庁引継クヘキ書類及銃器ヲ決定」し、12日に帰庁して報告している。その後、上記のように12月15日に392冊を引き渡した。

ところで、上記「道庁引継クヘキ書類及銃器」は、渡島支庁から本庁へあらたに持参したものであった。それらは、「英国官吏来翰編冊 自一八五九年至一八六〇年」「各〔英の誤りか〕国官吏連盟録〔付英国為替券1865-70〕」「英国官吏来翰編冊 一八七三年」「亜国官吏来翰編冊〔1860〕」「噶国官吏来翰編冊〔1870-74〕」「徒烏斯氏来翰編〔1863-69〕」「明治十二年東京文移録」「殉難調」「貉狹密漁取締文通録〔明治7年〕」（各1冊）、蝦夷地「地図」、箱館奉行時代の「棟札」（各1点）、「七重開農小銃」（2挺）、「ピストル（短銃）」（1挺）である。これら欧文・和書類は、「函館支庁出品目録」の最終頁の余白に鉛筆で追記された⁵⁷⁾。ただし、「函館支庁出品目録」の点数には加算されていない。地図と棟札および銃器の取り扱いは不明である⁵⁸⁾。

五 第二・三次編纂と道庁アーカイブズ

1927（昭和2）年4月5日に地方課長に提出された北海道史編纂主任竹内運平の「北海道史編纂計画」（控）⁵⁹⁾は甲・乙二案からなり、その違いはピーク時の人件費で、甲案は編纂員3名と書記4名で1936年度まで、乙案は編纂員4名と書記6名で1934年度までの事業案とされている。編纂内容に相違はなく、それは第一次編纂の継続で、「本文第二 開拓使時代」「本文第三 道庁時代」「附録 書目解題」「附録 人名字彙」「附録 統計年表等」であった。しかし、北海道会の横やりで、竹内運平も1930年2月に職を辞した⁶⁰⁾。

第三次編纂は、これまでの編纂計画の継続を中止し、あらたに編纂し直すものであった。1931年の当初計画は、「通説」3巻（第1巻古代から三県一局、第2巻道庁時代1、第3巻道庁時代2）、「編年史料」3巻（第4巻箱館裁判所から三県一局、第5巻道庁時代1、第6巻道庁時代2）、第7巻「年表・索引・編纂顛末」、第8巻「附図」の構成であった。しかし、1932年にはあらたに「総説」を加え、「通説」は3巻、「史料」は2巻に変更した⁶¹⁾。

1931年11月から翌年11月にかけての1932年11月の第一回目の編纂経過報告には、「〔中略〕主力を文書課主管に係る開拓使時代の簿冊、文書、地図等の借覧抄録に注ぎたり。〔中略〕殊に右史料中には従来編纂中殆ど利用せられざりし幕末維新に互る函館中心の対外関係文書及び開拓使時代を主とする傭聘外人関係書状報告書類夥しく存在せるを以て、漸次選択してその主要なるものを翻訳して史料集に加へ、又開拓初期の稀覯有力の史料として活用せんことを期せり」と、道庁アーカイブズの「借覧抄録」に意を注ぎ、欧書類にもアプローチしている状況を報告した⁶²⁾。だがしかし、史料集への翻訳掲載は放棄され、「開拓使顧問ホラシ・ケプロン報文」が掲載された⁶³⁾。おそらく、6年の編纂期間がそうさせ

表7 「借用簿書返却目録」(1937年)

合計1,690冊

| |
|--|
| 第一文庫 ：1,589冊 |
| 「函館奉行所」：21冊, 「函館裁判所」：2冊, 「函館府」：13冊, 「藩県」：11冊 |
| 開拓使札幌本庁 ：345冊 「上局」：2冊, 「庶務掛」：61冊, 「庶務局」：8冊, 「記録局公文課」：2冊, 「記録局履歴課」：4冊, 「記録局編輯課」：5冊, 「部類抄録」：171冊, 「公文録」：12冊, 「開墾掛」：3冊, 「民事局勸業課」：27冊, 「民事局地理課」：7冊, 「民事局戸籍課」：12冊, 「民事局駅通課」：1冊, 「会計局租税課」：4冊, 「工業局土木課」：1冊, 「工業局営繕課」：1冊, 「物産局」：7冊, 「物産局鉦山課」：1冊, 「郡区改正委員」：1冊, 「御巡幸掛」：15冊 |
| 開拓使函館支庁 ：189冊 「庶務掛」：38冊, 「記録課」：77冊, 「農政掛」：5冊, 「民事課」：53冊, 「会計課」：12冊, 「外事課」：4冊 |
| 開拓使根室支庁 ：12冊 「記録課」：6冊, 「民事課」：6冊 |
| 開拓使樺太支庁 ：158冊 「庶務課」：112冊, 「民事課」：9冊, 「会計課」：37冊 |
| 開拓使浦河支庁 ：1冊, 開拓使出張所分署 ：8冊 |
| 開拓使東京出張所 ：244冊 制旨録など裁録：34冊, 「記録課」：6冊, 「外事課」：3冊, 「勸業課」：3冊, 「会計課」：3冊, 「公文録」：186冊, 「会計書類」：9冊 |
| 農商務省北海道事業管理局 ：1冊 「庶務課」：1冊 |
| 札幌県 ：538冊 「庶務課」：99冊, 「勸業課」：68冊, 「地理課」：136冊, 「会計課」：65冊, 「収税課」：26冊, 「学務課」：130冊, 「警察本署」：14冊 |
| 函館県 ：37冊 「庶務課」：24冊, 「勸業課」：10冊, 「学務課」：2冊, 「地理課」：1冊 |
| 根室県 ：9冊 「勸業課」：1冊, 「収税課」：7冊, 「会計課」：1冊 |
| 非第一文庫 ：101冊 |
| 開拓使・三県帳簿：3冊, 旧函館支庁：20冊, 開拓使・三県布令・布達：59冊, 北海道庁布令全書など：19冊 |

【出典】北海道立図書館北方資料室所蔵「借用簿書返却目録」(025/HO, 1110187539)

たのであろう。上記の計画変更のひとつの要因と思われる。

その後、1934年11月の編纂経過報告は、「道庁文書課所管に係る史料中、従来検索せられざりしもの、特に開拓使時代に於ける、貴重なる公簿、無慮三百余冊を得、之によつて、既成原稿の補正を要しつ、ある」と述べられた⁶⁴⁾。この「公簿」の内容は不明である。この時点までほとんど利用されてこなかった大蔵省開拓使会計残務整理委員会の会計書類の可能性が高い。そして、1935年11月の最終編纂経過報告では、「〔前略〕庁内にありては、文書課当局的絶えざる留意を以て、非常なる煩勞の下に従来検索洩れになってゐた開拓使時代乃至三県、道庁初期の広汎なる簿冊、写真、地図類を屢次提供されたことは、既成原

稿の補正の上に大なる成果を与へてゐる。其と共に、殖民課の好意による道庁時代初期以来の区画図その他開拓参考史料の提供が、編纂上に少なからぬ成果を収めてゐることも特記したい」と文書担当セクションなどへの謝辞が記載された⁶⁵⁾。

この1934年以降の編纂経過報告には、従前からの道庁アーカイブズ借用と謄写本作成についての言及はなく、文書担当セクションの奉仕による「原稿の補正」が語られている。編纂実施方法も変更されたことを予想させる。

第二次から第三次編纂にかけての道庁アーカイブズ借用の一端は、「借用簿書返却目録 昭和七年五月 北海道史編纂掛」（カーボン紙複写）⁶⁶⁾が示している。ここには9種類の目録が編綴されており、最初の目録末尾に「北海道史編纂着手以来参考資料ヲ種々借用（文書課ヨリ）致シ候処其内右目録ノ通り返却致シ候也」と記載された無罫紙が綴られ、それ以外の目録にはなにもコメントが記載されていない。しかも、各目録にはほかの目録に記載された「簿書」名が掲載されている不可思議なもので、その目録に記載されたものは、例えば行幸関係などいくつかのテーマに沿って集められたと思われるグループをなしている。おそらく9回にわたり返却された目録の原稿が綴られたものであろう。

それらを各グループ／サブグループ／シリーズ別に編成し（重複と推定される分削除）、その内訳をみると（表7）、つぎの特徴がある。第一文庫で顕著に多い組織は、開拓使札幌本庁－札幌県（計883冊、同グループの18%、とくに「部類抄録」（171冊、同シリーズの77%）、開拓使樺太支庁（158冊、同グループの62%）で、ついで開拓使東京出張所（244冊、同グループの11%）、開拓使函館支庁－函館県（計226冊、同グループの4%）、開拓使根室支庁－根室県（計21冊、同グループの2%）を凌駕しており、問題関心の一端を示している。

一方で、農商務省北海道事業管理局は激減しており、第一次編纂で謄写したものは借用対象外になった、と推定される。この傾向は、非第一文庫の函館支庁アーカイブズにもみられる（なお、上記1924年12月渡島支庁から持参した「第一種第一七八号殉難調」はリストに含まれているが、それ以外は不明である）。

第三次編纂に関する書類で、これ以外の借用または返却目録はさしあたりみあたらない。上記のように、第三次編纂においても道庁アーカイブズは利用されていたにもかかわらず、借用の痕跡がない。その理由のひとつは、編纂室の問題があったことがあげられよう。上記1932年11月の編纂経過報告には、「編纂開始以来二大懸案—— 一、編纂室を不燃質の建造物中に移転すること」と記載され、1935年11月の最終編纂経過報告には、「貴重史料を安んじて保管し得ざること等」と、不満と批判が語られた⁶⁷⁾。

さらに、道庁アーカイブズの「散佚」が知られるようになっていたことが、それらの取り扱いに慎重な姿勢をもたらした可能性が高い。竹内運平は、岡田健蔵の助力により刊行した『北海道史要』（1933年刊）において、「函館図書館にて最近蒐集せる文書のうちにも、〔箱館奉行〕諸術調所の書類や、御用所の名を書せるものもある」と記した。それが道庁アーカイブズからの「散佚」のものであるとは明示していないが、「乍去最近の一面の趨

勢を見ると、公簿類に於ても、不慮の災禍と、書庫整理等の方針によって、価値ある史料も永久に消滅するもの頻々と存在して居る」と指摘した⁶⁸⁾。

これらの状態があったからこそ、文書担当セクションに道庁アーカイブズ保存を維持させ、編纂担当セクションがそれを利用するという緊張関係が、保存を継続させた、と推定させる。

こうして、道庁アーカイブズと編纂資料の保存についての現状認識が、編纂担当セクションに培われていき、上記のように第三次編纂後における北大への寄託へとなっていった。

寄託された道庁アーカイブズは、太政官令達書の一紙文書（第一文庫）、幕末明治前期の外交・御雇外国人関係欧文・和書類（第一文庫：開拓使東京出張所「外事課」および「会計書類」、同函館支庁「外事課」、同札幌本庁「記録局外事課」、同樺太支庁、非第一文庫：函館支庁アーカイブズ）、明治天皇御巡幸資料（第一文庫）、屯田兵資料（非第一文庫）、図面（第一文庫：開拓使札幌本庁「工業局営繕課」「簿書」の「高島郡色内村車道線ニ係ル民有地取調地図」と「高島郡手宮村車道線ニ係ル民有地取調地図」、「開拓使公文録」などから分離された「札幌市街之図」、非第一文庫：「本庁御構内見取絵図」、「新道出来形絵図」、「北海道開進社播種地積収獲一覧表」など）、および写真、写本・刊行物などの編纂資料である⁶⁹⁾。編集長牧野信之助がこれらを担当し、また屯田兵資料にも関与していた⁷⁰⁾。

他方、文書担当セクションは、編纂利用という枷がなくなったためか、廃棄を推進したようである。1932年の「借用簿書返却目録」に記載されていたもので「散佚」したものを点検すると、顕著なものとしては、開拓使東京出張所「開拓使公文録」借用分186冊中39冊、同札幌本庁「部類抄録」借用分171冊中152冊、同樺太支庁借用分158冊中83冊などがあげられる⁷¹⁾。また、本庁に引き渡された函館支庁アーカイブズで現存が確認できるものは、北海道に引き継がれた欧文書類25冊（英国官吏来翰録14冊・米国官吏来翰編冊11冊）・和書類1冊（附表2 中外務省往書状／文移録シリーズの「各国官吏文通録 二年 外務省廻り」）、北大へ寄託された欧文書類2冊（米人兒列屈氏来翰編、仏国官吏来翰編冊）と和書類7冊（魯国留学一件文通録、亜米利加条約蘭文和解、各国官吏文通録、箱館港掟則書（以上各1冊）、蝦夷地七重村開墾條約書など3冊）である。もちろん、河野常吉が持参した渡島支庁からのものも皆無である。

北大に寄託されなかった道庁アーカイブズの一部が、古書市場に出回りはじめた。それらの最大のコレクター市立函館図書館の資料受入台帳に登録された早期のもの（1939年5月21日受入）は、第一文庫の「土人ハウトンマー一件留 文久二戊年」（箱館奉行ウシヨロ出役所）、函館支庁アーカイブズの「院省府県文通録 明治四年」（開拓使函館出張所外務掛）、「各国官吏文通録 明治五年 英国領事訳文」（開拓使函館支庁外務掛）などである⁷²⁾。

六 むすびにかえて

函館支庁アーカイブズの幕末維新書類は、1905年春外務省一東京帝大の史料編纂のために上京させられ、その後神隠しにされた。北海道史編纂材料としてみだされたそのほかの幕末明治前期書類は、結局1924年末地元から引き離され本庁文書担当セクションに引き渡された。このセクションは、函館支庁アーカイブズに「簿書」・「文庫入」などの印を捺し、文庫に編入させる手続きの痕跡を付与した。しかし、「票簽」は未貼付で、上記1932年の「借用簿書返却目録」には、それらのメタデータは「ナシ」と記載されていた。これらを配架し管理する方途を施さなかった。つまり、保存する意志がなかったのでは、と憶測させる。永久保存文書をキーパーするという役割をすでに放棄しはじめていた。「散佚」簿冊は、「簿書」印に「消印」を重ねて捺されているか、またはそのようなサインすらないものもある。

このような道庁アーカイブズへの処置にたいして、唯一の例外は1932年北海道庁長官々房文書課が刊行した『北海道庁所蔵旧記目録』である。このコレクション目録は、北海道庁所蔵の「旧記、紀行、地理書中北海道史に関係ある文献」を掲載し、「道史の研究に資し道民に郷土愛涵養の目的を達成せしむが爲め」にあるとしている（道庁長官佐上信一「序」）。発刊の経緯について、この目録の作成者故高倉新一郎氏は多くを語っていないので明らかではないが、昭和初期の小学校教師たちの郷土史研究の風潮が背景にあった⁷³⁾。すでに河野常吉の『北海道史』第1、『国産振興博覧会北海道歴史館陳列品解説』が刊行され、「郷土」を尚古する土壤が培われてきていたが、それに、すでに紹介した道庁管理下の「図書」の範疇に位置づけられているこれらが注ぎ込まれた。これらは、財務管理対象のもの、すなわち政府／道庁の財産、公用財産であった。

他方、財務管理非対象の「簿書」は、財産でなく、道庁長官から委任された文書担当セクションが保存するデファクトとしての「文書」であった。統治行為が発生させる「文書」は「証拠」を本来になっており、とくに立憲政体の国制——近代天皇制国家もその一面を担っている——は、政府と国民の契約関係を保証する基本ツールとしてそれを遇している。政府の「文書」は本来公共財産である。しかし、それが考慮されずに廃棄されるにいたった。おそらく書庫スペースが足りない、として。事業を担っている主管セクションでは、事業と「証拠」としての「文書」との緊張関係が「文書」を維持させる契機となりえるが、文書担当セクションではその緊張関係が直接みえない。「簿書」の「証拠」としての本来の価値は省みられることなく、また、古き記憶としての「史料」の役割、いいかえると「旧記」としての働きも、もはやないと判断されたのであろう。国民のエージェントであることを放棄したかれらは、天皇の官吏であった。

敗戦後、北海道がこれら「簿書」を「史料」として再認識するのは、すでに紹介した北海道総務部知事公室行政調査課『北海道史料所在目録 第1集』（1951年刊）であった。この目録は、行政調査課内に設けられた北海道史料編集所によるもので、上記の『北海道

庁所蔵旧記目録]、「北海道所蔵北大貸出史料目録」、そして「渡島支庁所蔵史料目録」(「古文書及図書目録」)が収録された。この渡島支庁所蔵史料は「最近発見にかかる」ものである、と解説されている⁷⁴⁾。しかし、ここには、本庁に引き渡された函館支庁アーカイブズの一部であることが書かれていない。いや、それを知らなかったのであろう。戦前の函館支庁アーカイブズの取り扱いが忘却された、と理解した方が正当であろう。というのは、本稿が依拠した第一次編纂引継書類などは、すでに紹介したように、1950年9月18日に北海道立図書館に受入登録されていた⁷⁵⁾。それらは、北海道史料編集所に引き継ぎされなかった可能性が高い。もっとも、これら図書館資料としての引継書類などは、それら書類の本来の保存機関が保証する真正性はなく、本稿で試みたようにせいぜい信憑性の度合いを押し量るものである。それゆえに、これらの示しているデータが信頼できないと判断されれば、この小稿は筆者の詭弁にすぎなくなる。ただし、北大に寄託された道庁アーカイブズに関しては、その真正性に瑕疵はない。

こうして、アーカイブズを「史料」とみなすあらたな神話が、行政調査課／企画室／文書統計課／文書課北海道史料編集所—文書課史料編集室／係—行政資料室／課に蓄積されはじめた。この系譜は文書担当セクション外のもので、当初の行政調査課は「道行政の研究、調査及び連絡調整に関すること」を所掌し、企画室も同様であった⁷⁶⁾。「証拠」としてのアーカイブズをどこかに置き忘れて⁷⁷⁾。

これで道庁アーカイブズが北大へ寄託された経緯の一端についてのノートはおわる。一言追加されなければならないことは、北大に寄託された道庁アーカイブズは、「後一九七〇年(昭和四五)道庁に保管されるべき簿書類は返却し、そのほかは永久寄託となって」北海道大学附属図書館に保存された⁷⁸⁾。返却されたのは、太政官令達書⁷⁹⁾、明治天皇御巡幸資料などである。そして「散佚」した道庁アーカイブズは、函館市中央図書館、札幌学院大学図書館、北海道立図書館、国文学研究資料館などに保存されたが、いまだに古書市場などに時折みられる。

筆者にとって、これは道庁アーカイブズを理解するための予備作業である。というのは、この大きなアーカイブズの個々のアーカイブは、その全体の体系のなかの位置を明確にすることで、その役割がみえるからであり、廃棄と神隠しに見舞われたアーカイブズの体系を再構築するには、最初にその原形と伝来過程をつまびらかにする必要がある。その手がかりとして附表1・2を本稿に掲載した。

残念なことに、これまでこれらのアーカイブズに関係した機関、とくにその母体とその後身は、それを十分に配慮する方法を身につけてこなかった。第一義に「証拠」、第二義に「史料」としての財産を保存する知恵の蓄積は戦前にはなかった。敗戦後に、それとは希薄な「郷土資料」を司る図書館学に依拠したのは、無理からぬことであつたと思う。ただし、1960年代前半の上記北海道『北海道所蔵史料目録』と北海道大学附属図書館北方資料室秋月俊幸氏・故吉田千萬氏による『北海道関係地図・図類目録』・『開拓使外国人関係

書簡目録』・『日本北辺関係旧記目録』⁸⁰⁾のデータとの対話が、この小稿を成り立たせ、これら先行業績の恩恵にあずかっている。

だが、現在は、個々のアイテムとその体系との緊張関係を明確にすることが求められるアーカイブズ学知識が導入されてきている。フランス革命以後、18世紀以降普及した主題分類配列と略奪により攪乱されたコンチネタルのフォン（fonds）を、アーキビストたちがその体系を復元し利用に供する自己の学理と方法論を構築するのに約1世紀の苦闘をしてきた。それと較べると、この島嶼ではまだ日が浅く、それを踏まえて鍛える途上にある。この道庁アーカイブズを北海道立文書館保存（北海道庁引継、東大史料編纂所返却、道立図書館移管、寄贈、購入）、他機関保存、不明、それぞれに区分して表示し、そのグループ／サブグループ／シリーズの体系を再構築することが、この道庁アーカイブズを十全に把握させ、北海道大学附属図書館「永久寄託」道庁アーカイブズ写本の位置づけを明確にさせるであろう。巨大であるがゆえに、道のりはとおい。

〔注〕

- 1) 高倉新一郎「北方文化研究室顛末」（北海道大学編『北大百年史 通説』ぎょうせい、1982年、964頁）。秋月俊幸「北方文化研究室」（北海道大学編『北大百年史 部局史』ぎょうせい、1980年、1379-1384頁）も参照されたい。なお、引用文中の〔 〕内は引用者の補記である（以下同じ）。
- 2) 北海道史編纂係「北海道史編纂略程」（北海道庁『新撰北海道史 第七巻』1937年、439-440頁）および『北海道庁職員録』。第三次編纂員には、上記のほかに、編纂囑託に高倉新一郎、岡田健蔵（市立函館図書館長、無給）が就いた。なお、「北海道史編纂略程」は、『北海道史編纂経過報告』（1931-35年、4冊、北海道立文書館所蔵北海道史編集資料（B55-3/875））をベースとして書かれている。
- 3) 石村義典『評伝 河野常吉』北海道出版企画センター、1998年。
- 4) 鈴江英一「北海道庁所蔵第一文庫系簿書の紹介と考察」（『古文書研究』第4号、1970年10月、73-86頁、のち鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、2002年に収録、479頁）。
- 5) この「開拓使函館支庁文書の一部」は、北海道総務部知事公室行政調査課『北海道史料所在目録 第1集』（1951年、243-250頁）に「渡島支庁所蔵史料目録」として収録された。なお、このほかに、開拓使内で作成・収受された札幌農学校アーカイブズは、農商務省-北海道庁-文部省に移管され、北海道大学アーカイブズとして伝来している（『札幌農学校簿書目録』（北海道大学編『札幌農学校史料(二)』、ぎょうせい、1981年。現在北海道大学文書館所蔵）。
- 6) 北海道立文書館編『北海道の歴史と文書——北海道立文書館開館記念誌』1985年、90頁、95頁。
- 7) 荒川邦彦「明和学園附属図書館所蔵旧地崎文庫についての紹介と目録(Ⅰ)——北海道史関係文書について」（『札幌商科大学・札幌短期大学論集』第1巻第6号、1971年3月、29-46頁）。
- 8) 函館税関所蔵「関中書籍目録 明治八年」（北海道立文書館所蔵マイクロフィッシュ、F1-1093）。
- 9) 青山英幸「箱館奉行文書の伝来過程について」（北海道史研究協議会『会報』第75号、2004年12月、14-17頁）。なお、本稿はこの旧稿を補充する。
- 10) 北海道立図書館北方資料室所蔵「河野前主任引継書」（025/HO,1102133822、なお、北海道立図書館の請求記号は各アイテムに対応していないので、資料番号を併記した）、「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」（025/HO,1102204797）、「大正四年七月 函館支庁出品目録 外国人来翰編冊目録」（025/HA,1102204581）、北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「函館支庁出品目録」（道写本 329）。「河野前主任引継書」は、1924年4月9日付「北海道史編纂掛図書及写真目録」と「北海道史編纂資料簿冊

目録」が合冊され、後者に綴られている「公文書綴及事務用簿冊目録」に記載されている「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」と「函館支庁出品目録」が上記のものである。北海道大学附属図書館所蔵分は北海道庁寄託史料の写本として扱われ、北海道立図書館所蔵の前二者は、1950(昭和25)年9月18日に受入登録され、最後のものは「本館所蔵「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」029.30/H82〔ママ〕にはさみこまれていたものをここにつづる。1966.8.3」と注記されている。なお、これらと後述される当時の各種目録は、すべて北海道庁罫紙がもちいられているが、北海道立図書館所蔵のそれらの伝来の経緯は不明である。

11) 前掲注4) 鈴江英一「北海道庁所蔵第一文庫系簿書の紹介と考察」、485頁。

12) 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「北海道庁事務引継演説書 上」(道写本 387(1))。なお、北海道庁における「文書」と「図書」の取り扱い規程は、1887年の「北海道庁文書保存規則」・「歳入出所属帳簿及諸台帳並図書保存方法」・「文書図書保存及出納手続」により制定され、「文書」は「部」―「課」―「類目」の3階層の「文書編纂類目」、「図書」は「北海道旧記」などの「図書類目」に分類されると明記された(青山英幸・今野隆夫「明治中期北海道庁文書の保存と編纂について」(『北海道立文書館研究紀要』第3号、1988年3月、55-111頁))。

13) 北海道立文書館所蔵「第一文庫簿書目録 天」(A7-1/34)。「第一文庫簿書目録」は、このほかの目録「地、人」(A7-1/35,36)とともに、それらに追記されている記載事項からして、本庁文書担当セクションでもちいられてきたと理解できる。その内訳概要は、附表1に掲載した。ただし、「第一文庫簿書目録 地」(開拓使東京出張所・三県一局収録分)は、「開拓使東京出張所」のサブグループ「外事課」を構成する「簿書」(65タイトル69冊4括)の約半数弱(30タイトル30冊4括)、および「西南事件」すべて(23タイトル36冊)が欠丁している。この欠丁部分は、同館所蔵北海道史編集資料「簿書目録 地」(B55-3/629)により補充した。なお、これら「第一文庫簿書目録」3冊は補修されているが、その補修経緯は不明である。また、各「目録」巻首に編綴されている「第一文庫簿書排列序次」中の「開拓使東京出張所」全部と「北海道事業管理局」の約半数のサブグループの集計リストがない(ただし、上記北海道史編集資料の目録には後者が記載されている)。

現存伝来数は、20,804冊35点(簿書番外1~35)とされ(北海道編『北海道所蔵史料目録 第4集』北海道、1963年、凡例)、鈴江英一氏の紹介では後者を35袋と記載した(前掲注4) 鈴江英一「北海道庁所蔵第一文庫系簿書の紹介と考察」、481頁)。ただし、この伝来数はのちに紹介されるように、第一文庫に函館支庁アーカイブズが加算されたものである。

北海道立文書館のホームページ「資料検索」の「公文書検索」画面によって示される「簿書番外1~35」のデータが、『北海道所蔵史料目録 第4集』(1963年刊)および『北海道立文書館所蔵資料目録 12、17、18』(1997年、2002年、2003年刊)と異なっている。簿書番外10「函館府書類 明治二年」(表紙のみ)は「該当データが存在しません」と表示され(これは簿書番外34に編入と判明)、現在は34件となっており、その中の17件でタイトルや数量に変更がなされている。少なくともこの簿書番外10の変更は、伝来した「現状」を改竄しているといわざるをえない。

14) 前掲注12) 青山英幸・今野隆夫「明治中期北海道庁文書の保存と編纂規則について」、青山英幸『記録から記録史料へ——アーカイバル・コントロール論序説』岩田書院、2002年、85-90頁。

15) ただし、永久保存に該当しないものも第一文庫に含まれていたことは、のちに紹介するとおりである。なお、この第一文庫の成立は、1890年代後半から1900年代初めに京都府・埼玉県が同時に実施した保存選別システム導入とそれまでの保存文書の「文書整理事業」(その比較考察の先駆は水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年、203-242頁)を参照)と同一の軌跡で、他府県とともに北海道庁においても両者の実施に時間差があった。ただし、北海道庁の場合は、その前身の統治組織の複雑さが独自な体系とさせた。

- 16) 前掲注13) 北海道立文書館所蔵「第一文庫簿書目録 人」。
- 17) 前掲注12) 青山英幸・今野隆夫「明治中期北海道庁文書の保存と編纂規則について」、前掲注14) 青山英幸『記録から記録史料へ』、85頁。
- 18) 同上。
- 19) 前掲注12) 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「北海道庁事務引継演説書 上」。
- 20) 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「事務引継書 大正二年」(道資料 009)。
- 21) 札幌学院大学図書館所蔵地崎文庫「諸願届綴」(B/89)(前掲注7) 荒川邦彦「明和学園附属図書館所蔵旧地崎文庫についての紹介と目録(I)」の解説(43-46頁)は、若干の未解説部分がある。なお、この書類には、この目録に掲載されたアーカイブズに連続する洋書目録に各国との条約書も記載されている。
- 22) 田中正弘『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』思文閣、1998年、387頁、411-412頁。
- 23) この時点で、上記「開拓使函館支庁記録課外事係所蔵文書目録」所収の「応接書上留 慶応二年」(2冊)、「異船諸書付 元治元年」(1冊)の記載がない。
- 24) 1904年から1907年にいたる外務省の幕末外交文書編纂は、外務省外交史料館所蔵「幕末外交文書編纂一件 附同編纂事業ノ材料ト共ニ東京帝国大学ヘ引渡之件 自明治三十七年十一月」、および前掲注22) 田中正弘『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』、347-380頁、419-454頁(上記「幕末外交文書編纂一件」の解説、ただし省略部分あり)による。
- 25) 前掲注3) 石村義典『評伝 河野常吉』、291-292頁、295-303頁。
- 26) 河野常吉はつぎのように1913年11月を着手時点とする。「河嶋長官ノ時北海道拓殖史編纂ノ議アリ明治四十年九月荒甚三郎ヲ囑託員トシ〔中略〕大正二年三月甚三郎ハ願ニヨリテ職ヲ免シ、同年五月小生ニ爾後成ルヘク拓殖史編纂ニ心掛クヘシトノ内命アリ同年十一月以降小生主トシテ道史編纂ノ準備ニ取掛レリ〔後略〕」と記述している(1913年5月30日長官・拓殖部長・理事官宛、囑託河野常吉提出書類草稿「北海道史ノ編纂(イ) 編纂ノ来歴」(北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料385「道史関係書類」(094/Ko/333, 1102196704))。なお、同上編綴の河野常吉メモ「北海道史編纂ノ件」、前掲注3) 石村義典『評伝 河野常吉』、276頁、283-284頁、292-294頁も参照されたい。
- 27) 同上、「北海道史ノ編纂(ハ) 道史ノ大サ、(ニ) 道史ノ結構、(ホ) 編纂ノ方法、(ヘ) 編纂ニ要スル人員」、石村義典『評伝 河野常吉』285-287頁。
- 28) 同上、石村義典『評伝 河野常吉』、289-284頁、292-294頁。
- 29) 北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料214「北海道関係書目(借用分)」(094/Ko/175, 1102195045)。なお、これに編綴されている各目録などを特定するために、それぞれを編綴順にNoを筆者が付与した。
- 30) 「簿書」に付与されたデータと「第一文庫簿書目録」記述要素のメタデータとの照合関係はつぎのとおり(附表1備考も参照されたい)。各「簿書」表紙(小口)に、a. タイトル、b. 年号(編綴年次/作成年次)が記載され、表紙に貼付された「票箋」(ラベル)は、上段に「第一文庫」、下段の記述項目には、c. 2~3階層のグループ/サブグループ/シリーズ名称、d. イロハ順の配架棚「棚称」、e. 各イロハ順配架棚の一連の「棚番号」、f. 各グループ/サブグループ/シリーズを構成する各「簿書」に付与する一連番号「冊号」(配架順序)、g. 各「簿書」の「冊数」(ただし、第一文庫ラベル以外のラベルも若干残存)。「目録」の記述要素は、c. 各グループ/サブグループ/シリーズ名称が表示され(目次としての役割も担う「第一文庫簿書排列序次」、および各グループ/サブグループ/シリーズ冒頭の見出し)、d. 「棚称」とe. 「棚番号」、f. 「冊号」、最後にアイテムレベルのb. 年号、a. タイトル、g. 「冊数」。
- 31) 前掲注13) 北海道史編集資料「簿書目録 地」には、以下の借用メモが頭注されている。北海道事業管理局では、「札幌工業事務所」は「大正三年九月十六日借入」(136タイトル168冊全冊(以下合計

数))とされ、以下同様に、「七重農工事務所」は1914年10月15日借入(4タイトル4冊全冊)、「根室農工業事務所」は10月28日「一時借置」(123タイトル126冊全冊、年の記載なし、以下同じ)、「紋鑑製糖所」は10月28日借入(33タイトル35冊全冊)。札幌県では、「勸業課」は1915年2月9日借入(179タイトル426冊の内95タイトル270冊)。同年4月7日借入は、同県「地理課」(76タイトル323冊の内41タイトル137冊)、「会計課」(71タイトル157冊全冊)、「租税課」(40タイトル148冊全冊)、「収税課」(146タイトル389冊の内16タイトル65冊)。1915年5月6日借入の函館県では、「本局」(38タイトル40冊全冊)、「本局調査係」(5タイトル5冊全冊)、「本局職務係」(72タイトル126冊全冊)、「庶務課」(259タイトル396冊の内199タイトル286冊)。この目録には、不明「簿書」のチェック印も付されている。このメモは、1918(大正7)年10月25日辞職した書記川島長治郎(専三)(前掲注3)、石村義典『評伝河野常吉』、294頁)が第二・三次編纂時に付与したと推定される。

- 32) 1915年11月8日付の編纂員阿部正己からの主任河野常吉宛「三県一局時代史料整理報告」によれば、「三県一局時代史料蒐集ノ順序」は、1. 北海道庁所蔵公文書の抜粋(8割終了)、2. 道庁アーカイブズ以外の文書蒐集、3. これら史料の「整理」をおこない、北海道事業管理局史概略を脱稿し、年表を作成中としている(北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料386「北海道史編纂関係書類」(094/Ko/334,1102196712))。
- 33) 北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料1100「野帳 渡島 大正三年」(094/Ko/1058-91,1102218011)。なお、同月26日には編集員阿部正己が調査に参加している。
- 34) 前掲注10)「大正四年七月 函館支庁出品目録 外国人来翰編冊目録」。
- 35) 引用文中「田中氏分別紙ニ認メラレ度」とあるのは、同時に送付された函館の旧家田中正右衛門のマニュスクリプト借用書であろう。前年の函館調査の6月28日には「田中正右衛門氏ヲ訪フ」、翌29日には「田中正右衛門氏ヲ訪ヒ旧記類借用ヲ約束ス」と野帳にある(前掲注33)「野帳 渡島 大正三年」)。
- 36) この「外国人来翰編冊目録」に記載されていない表2の欧文書類はつぎのとおり。「英国官吏来簡録」(3冊)、「英国商人ブレキストン氏来簡録」(1冊)、「英国ハウル商会来簡」(1冊)、「米国官吏来簡」(1冊)、「仏国領事来簡」(1冊)、「暹国領事来翰」(2冊)。なお、これらのうち、「英国官吏来簡録」(3冊)、「米国官吏来簡」(1冊)、「暹国領事来翰」(1冊)は、のちに紹介するように、1924年12月河野常吉により渡島支庁から本庁文書担当セクションに引き渡すために持参されたもので、「英国商人ブレキストン氏来簡録」は、函館市中央図書館にて「英商ノ武烈幾士頓来翰編」として公開されており、上記の「仏国領事来簡」(1冊)も同館に保存されている。つまり、渡島支庁においても、時期は不明であるが、「散佚」する事態が発生していた(注23)も参照)。同館においては、こののちに「散佚」する「仏国官吏来翰」などの欧文書類が保存されているという情報を、函館市の故草原繁昭治氏からいただいている。記して感謝の意を表したい。ただし、筆者は確認していない。
- 37) 編纂員阿部正己が辞職して札幌を離れるのは1919(大正8)年4月27日であり(前掲注3)石村義典『評伝 河野常吉』、294頁、316-317頁)、それ以前の仕事と鉛筆注記を添えたのは、第一次編纂時に書記、第二・三次編纂時に編纂員であった川島専三であろう(前掲注31)参照)。
- 38) 前掲注10)「函館支庁出品目録」。
- 39) 鶴岡市郷土資料館編『諸家文書目録 2』(阿部正己文庫)、1981年、58頁。なお、阿部正己はこのほかに第一文庫の「簿書」などを持参した。
- 40) 前掲注3)石村義典『評伝 河野常吉』、307-323頁、333-336頁。
- 41) 前掲注10)「河野前主任引継書」。
- 42) これらリストの末尾に、「右ノ外地方費ヲ以テ購入シタルモノアレトモ茲ニ載セス」と記載されている。
- 43) 河野常吉「日記帳 大正十三年」によると、その4月9日は「道庁残務整理略ホ終ル但シ引継ハ後

- ニ譲ル」とある（北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料1006「日記帳 大正十三年」（094/KO/1057-12, 1102217401）、前掲注3）石村義典『評伝 河野常吉』、336頁。
- 44) 前掲注10)「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」。
- 45) この目録に記載された各資料には、「貸付簿ニナシ」との注記が多く散見され、借用手続きの杜撰さがみられる。
- 46) 第二文庫は本庁舎火災によって焼失したと推定されているが（前掲注4）、鈴江英一「北海道庁所蔵第一文庫系簿書の紹介と考察」、485頁）、この第二文庫は道庁長官石原謙三事務引継書に触れられている文庫のひとつであろう。
- 47) これら「令達書」「指令書」について、北海道史編纂掛の蔵書印が付されている北海道大学附属図書館北方資料室所蔵「従明治十九年至同二十年 図書目録」（道写本 230）の巻末「閣省令達録 北海道庁ノ部」および「閣省指令録 北海道庁ノ部」では「全部焼失」と記されているが、このように第一次編纂時点まで存在していた。
- 48) この「欧文書類」2括は、「第一文庫簿書目録 天」に掲載の「各国官吏来簡」に該当するものであろう。
- 49) 前掲43) 河野常吉「日記帳 大正十三年」、前掲3) 石村義典『評伝 河野常吉』、381頁。なお、その作業経過の一端をこの日記帳から拾うと、「此整理ノ直接相手ハ小林君、小川君、手伝ハ杉野、清水二君ナリ」（9月4日）、「道史編纂室及倉庫ニ至リ文書整理ノ案ヲ立ツ」（9月6日）、「旧記整理、解題作製ニ着手」（9月8日）、「旧記、歴史、地理、紀行ノ分調査終了」（9月24日）、「図表、写真整理」（11月17・18日）。
- 50) これらの謄写編纂本の稿本は、北海道立文書館所蔵北海道史編集資料、北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料、鶴岡市郷土資料館所蔵阿部正己文庫（前掲注39）鶴岡市郷土資料館編『諸家文書目録 2』）に収蔵されている。
- 51) 前掲注43) 河野常吉「日記帳 大正十三年」には、「開拓使以降ノ写真撰拵」（2月5日）、「道史資料ノ写真解説ヲ作ル」（2月21日）、「古屋胤雄（林業課技手）ニ囑シ道史写真帖ニ貼ルヘキ摂政宮殿下数葉ヲ複写ス」（2月23日）と記されている（前掲注3）石村義典『評伝 河野常吉』、334頁参照）。これらは、北海道大学附属図書館北方資料室所蔵北海道史編纂掛編『北海道史資料写真目録』（別 951.4 -Ho）と「写真帳」第1～8巻と推定される。
- 52) この「北海道史」原稿については、故高倉新一郎氏の証言がある。すなわち、「道史の原稿の殆どどの部分も完成に近い迄、既刊分にも続くものが出来てます。あれだけ出来ているので、後の牧野先生やりにくかった筈だ。・・・河野さんの自筆のものもありますが、それを清書して印刷にするばかりになっているのです。道史編纂所〔ママ〕で引継いでいました。」（北海道史研究会「高倉新一郎先生に聞く」、『北海道史研究』第33号、1983年12月、19頁）。なお、これらの原稿は現在北海道立文書館所蔵北海道史編集資料にみあたらない。ただし、「北海道史原稿並附属書類目録」に掲載されていない既刊の『北海道史 第一』の原稿が現存している。1924年4月作成の「道史原稿」に添付されていたのかも知れない。
- 53) ここに記載された「図書簿書返納目録（函館支庁出品目録）」は、「本書係員ノ領収証ナリ、附ハ後ニ本庁ヘ引継ノ簿書（支庁ヨリ）」と注記されている。ただし、（ ）内は取り消し線が付され、「道史編纂掛借用図書簿書返納目録」表紙タイトル中の「附函館支庁出品目録」も抹消され、分離された（前掲注10）参照）。第二次・第三次編纂時のことであろう。
- 54) 前掲注10)「函館支庁出品目録」。
- 55) 同上。
- 56) 前掲43) 河野常吉「日記帳 大正十三年」、前掲3) 石村義典『評伝 河野常吉』、381頁。
- 57) 北海道立図書館北方資料室所蔵河野常吉資料「北海道史書目並解題」（094/KO/176, 1102195052）、

前掲注10)「函館支庁出品目録」。なお、後者のデータを [] 内に補記した。

- 58) 函館支庁アーカイブズと第一文庫の外交と文書類が公開されたのは、1926(大正15)年8月札幌開催の国産振興博覧会北海道歴史館への出展が最初である。河野常吉『国産振興博覧会北海道歴史館陳列品解説』(1926年刊)は、「函館外交文書 写四百五十一冊 北海道庁蔵」の項目で「函館開港より開拓使に至る函館外交に関する官衙の文書にして事件の細大に拘わらず殆ど全く網羅せり。頗る貴重な史料なり。冊数多きを以て此処には数冊を陳列するのみ」と解説した(198頁)。道庁アーカイブズの展示はこれ一件のみであった。
- 59) 北海道立文書館所蔵北海道史編集資料「北海道史編纂計画書類」(B55-3/711)。
- 60) 竹内運平『北海道史要』1933年、1977年復刻、北海道出版企画センター、「自序」1-2頁、岡田健蔵「跋」2頁。
- 61) 前掲注2)北海道庁『新撰北海道史 第七巻』、440頁、442頁。
- 62) 同上、441-442頁。
- 63) 北海道庁『新撰北海道史 第六巻』、1936年、27-558頁。
- 64) 前掲注2)北海道庁『新撰北海道史 第七巻』、448頁。
- 65) 同上、450-451頁。
- 66) 北海道立図書館北方資料室所蔵「借用簿書返却目録」(025/HO,1110187539)。
- 67) 前掲注2)北海道庁『新撰北海道史 第七巻』、442頁、453頁。
- 68) 前掲注60)竹内運平『北海道史要』、772頁、773頁。
- 69) 「北海道所蔵北大貸出資料目録」(前掲注5)『北海道史料所在目録 第1集』、145-243頁参照)。なお、寄託された道庁アーカイブズの内、函面と写真は第一次編纂引継時のものが中心と推定される。
- 70) 前掲注2)北海道庁『新撰北海道史 第七巻』、442頁、444頁。
- 71) 第一文庫アーカイブズ廃棄は、「第一文庫簿書目録 地」中の函館県・根室県リスト頭注に捺された「廃棄」印に、1927年9月15日などの日付を記入して示されている(ただし、1927年9月以外の日付はない)。しかし、「1927年9月15日廃棄」と頭注されている根室県収税課「土地売貸日計簿」(1877-82年、7冊)は、上記「借用簿書返却目録」(1937年)に掲載されている。「目録」上の「廃棄」と実際の廃棄に時間差があるかもしれない。なお、「第一文庫簿書目録 人」中の「諸帳簿」には「大正 年 月 日廃棄」の印が無記入で頭注に付されているものがある。
- 72) 函館市中央図書館におけるこれらアーカイブズの受入については、故菅原繁昭氏の御教示を受けた。
- 73) 前掲注52)北海道史研究会「高倉新一郎先生に聞く」、18頁、21頁
- 74) 前掲注5)北海道総務部知事公室行政調査課『北海道史料所在目録 第1集』、「はしがき」。
- 75) 前掲注10)参照。
- 76) 「事務分掌」(北海道総務部知事公室行政調査課『北海道職員録』1951年、1頁、全北海道庁職員組合本庁支部『北海道職員録』1952年、1頁)。
- 77) 文書担当セクション外のこの系譜は、北海道立文書館の前身である。その結果、この文書館がスタートした1985(昭和60)年以降、「証拠」としての「文書」を親機関から引き渡しを受けるには「文書廃棄」手続きが必要とされた。すなわち、「証拠」から「史料」への移行手続きである。それが改正され、「文書廃棄」手続きを不要とし、選別されたものを「文書館資料」と位置づけられたのは1998(平成10)年であった(前掲注14)青山英幸『記録から記録史料へ』、103-136頁参照)。ここでようやく「史料」と「証拠」のアーカイブズが揃ったようにみえる。しかし、「証拠」であることを示す「文書」複製物への「裏書」を付与する権限がこの機関には与えられていない。その結果、実際には「証拠」としてのアーカイブズをこの機関は扱っていない。UNESCOのRecords and Archives Management Programme: RAMP 報告書のアーカイブズ法令・規則のガイドライン、Ketelaar, Eric, *Archival and records*

management legislation and regulations (1985) は、複製物の authentication (真正性証明) を実施する権限をアーカイブズ法令・規則に示すのが必須であるとしている (para. 3.6 reprography, para. 5.18 reprography)。つまり、レコードとアーカイブズを貫く真正性をアーカイブズ機関が保証することを。これによって「証拠」として、同時に「史料」としてのアーカイブズを保持し、レコード／アーカイブズを発生した組織における一機関としてのアーカイブズ機関は、その母体組織のレコードを評価選別する機能を担い、また同時に、作成30年後にアーカイブズを公開する原則の実施を可能とさせる。この欠落は、日本の多くのアーカイブズ機関にみられる。

78) 前掲注1) 高倉新一郎「北方文化研究室顛末」、967頁。

79) 2017年に、太政官令達書2点が北海道大学附属図書館から北海道立文書館に返却された。

80) 北海道大学附属図書館編『北海道関係地図・図類目録』北海道大学附属図書館、1981年、北海道大学附属図書館編『開拓使外国人関係書簡目録』北海道大学附属図書館、1983年、北海道大学附属図書館編『日本北辺関係旧記目録』北海道大学附属図書館、1990年。

[追記] 編集担当者から、本稿への加筆にたいするご理解と、校正などに多大なご助力をいただいた。記して感謝の気持ちを表したい。

(あおやま ひでゆき／北海道情報大学非常勤講師)

附表1 「第一文庫簿書目録」のグループ/サブグループ/シリーズ概要 (1901年、未定稿)

合計 [21,974冊 2袋 4括650枚]

| | | |
|--|-------------------|----------------------|
| 「函館奉行所」 [1854(安政元)-68(慶応4)年] | 167冊 [168冊] | 《1813(文化10)-68年》 |
| 「函館裁判所」 [1868(慶応4)年] | 16冊 [16冊] | 《1867-68年》 |
| 「函館府」 [1868(慶応4)-69(明治2)年] | 38冊 [38冊] | 《1868-69年》 |
| 「藩県」 [1869-71年] | 22冊 [22冊] | 《1863(文久3)、1871-75年》 |
| 開拓使札幌本庁 [1869(明治2)-82(同15)年] | 2,395冊 [2,405冊] | 《1868-85、89-90》 |
| 上局：49冊《1870-82》、庶務掛：153冊《1868-72》、庶務局：158冊 [161冊]《1870-76》、記録局：449冊 [450冊]《1869-82》(受付課：8冊《1876-82》、公文課：214冊 [215冊]《1874-82》、履歴課：122冊《1874-82》、考査課：8冊《1876-81》、編輯課：28冊《1869-81》、外事課：69冊《1872-82》)、部類抄録：222冊《1869-74》、公文録：355冊 [356冊]《1873-81》、開墾掛：25冊《1871-73》、民事局：485冊《1870-82》(民事局：12冊《1870-76》、勸業課：111冊《1875-82》、地理課：124冊《1871-82》、戸籍課：144冊《1872-82》、駅通課84冊《1871-82》、警察課：10冊《1872-82》)、会計局：179冊 [183冊]《1870、72-82、89-90》(検査課：13冊 [16冊]《1872-76、82-83、89-90》[道庁書類：各省通牒・令達など3冊])、出納課：22冊 [23冊]《1875-82》、租税課：77冊《1870、75-82、85》、貸付課：28冊《1875-83》、用度課：21冊《1874-82》、統計課：18冊《1875-82》)、工業局：155冊《1872-85》(土木課：44冊《1874-82》、営繕課：111冊《1872-85》)、物産局：107冊《1871-82》(物産局：30冊《1871-76》、鉦山課：57冊《1871-82》、製鍊課：20冊《1876-[82]》)、学務局：23冊 [24冊]《1870-82》(学校：10冊 [11冊]《1873-82》、病院13冊《1870-77》)、郡区改正委員：9冊《1879-80》、衛生事務取扱：5冊《1877-82》、接待掛：4冊《1879》、石狩河口改良掛：2冊《1880-83》、御巡幸掛：15冊《1881》 | | |
| 開拓使函館支庁 [1869-82年] | 4,093冊 [4,064冊] | 《1856(安政3)-84》 |
| 上局：31冊《1871-82》、庶務掛：350冊《1869-75》、記録課：675冊《1874-82》、農政掛：42冊《1868-72》、民事課：1,464冊 [1,469冊]《1871-82》、金穀掛：19冊《1869-70》、会計課：1,430冊 [1,396冊]《1871-84》、外事課：82冊《1856(安政3)-[82]》 | | |
| 開拓使根室支庁 [1869-82年] | 423冊 [423冊] | 《1869-82》 |
| 記録課：196冊《1869-82》、民事課：129冊《1869-82》、会計課：98冊《1870-82》 | | |
| 開拓使樺太支庁 [1870(明治3)-75(同8)年] | 254冊 1袋 [254冊 1袋] | 《1868-75》 |
| 庶務課：118冊《1868-75》、簿書抄録：91冊《1870-74年》、民事課：8冊 1袋《1872-75》、会計課：37冊《1870-75》 | | |
| 開拓使留萌支庁 附宗谷支庁 [1871-75年] | 13冊 [13冊] | 《1870-74》 |
| 開拓使浦河支庁 [1871-74年] | 32冊 [32冊] | 《1872-74》 |
| 開拓使出張所分署警察署 [1871-82年] | 197冊 [197冊] | 《1869-81》 |
| 函館警察署：4冊《1872-81》、根室警察署：3冊《1878、80-81》、山越内：1冊《1870-75》、峠下村：1冊《1873-75》、戸井：3冊《1875-76》、森：10冊《1872-73、76-77》、〔渡島〕当別：10冊《1871-73、75-77》、福山：27冊《1873-79》、土井〔ママ〕：1冊《1875》、江差：7冊《1873-75》、久遠：1冊《1872》、寿都：30冊《1869-78》、歌棄：1冊《1872》、石狩：1冊《1875》、白老：8冊《1871-73》、千歳：12冊《1872-74》、勇払：33冊《1872-76》、沙流：7冊《1872-75》、静内：20冊《1872-77》、宗谷：2冊《1875-76》、厚岸：15冊《1875-76、78-80》 | | |
| 開拓使船改所 附沖ノ口番所海関所 [1854(安政元)-82年] | 228冊 [227冊] | 《1853(嘉永6)-87》 |
| 沖ノ口番所：[31冊]《1853-1869》、海関所：[21冊]《1869-74》、函館港船改所：[64冊]《1877-87》、寿都港船改所：[44冊]《1875、79-86》、江差港船改所：[67冊]《1875-87》 | | |
| 開拓使東京出張所 [1869-82(-86)年] | 不明 [2,300冊 4括] | 《1869-84》 |
| 上局：[29冊]《1873-82》、庶務課：[50冊]《1870-77》、記録課：[243冊]《1869-82》、外事課：[69冊 4括]《1871-83》、勸業課：[142冊]《1873-82》、会計課：[52冊]《1873-84》、建築掛：[12冊]《1872-75》、会計残務整理委員：[27冊]《1879-84》、西南事件：[36冊]《1876-77》、公文録：[529冊]《1869-81》、会計書類：[940冊]《1869-84》、事業報告原稿：[119冊]《1881-84》、北海道誌〔マ〕原稿：[52冊]《1882-84》 | | |

| | | |
|---|-------------------|--------------|
| 農商務省北海道事業管理局 [1882-86年] | 1,191冊 [1,189冊] | 《1878-88年》 |
| <p>上局：18冊《1883-85》、庶務課：218冊《1879-86》、物産課：9冊《1883-84》、管業課：12冊《1883-86》、会計課：111冊《1882-86》、札幌農業事務所：138冊《1882-86》、札幌工業事務所：168冊《1882-86》、七重農工事務所：4冊《1882-85》、根室農工事務所：126冊《1882-86》、紋鑿製糖所：35冊《1879-80、82-87》、箱崎出張所：8冊《1882-86》、陸運改良掛：43冊《1878-84》、煤田開採事務係：94冊《1878-82》、炭礦鉄道事務所：182冊 [180冊]《1882-88》、農商務編年録：25冊《1883-85》</p> | | |
| 札幌県 [1882-86年] | 2,499冊 [2,465冊] | 《1878-86年》 |
| <p>上局：12冊 [15冊]《1882-86》、庶務課：409冊《1882-86》、勸業課：437冊 [426冊]《1882-86》、地理課：347冊 [323冊]《1878-86》、会計課：157冊《1882-86》、租税課：148冊《1881-83》、収税課：389冊《1881-86》、土木課：125冊 [127冊]《1882-86》、学務課：140冊 [139冊]《1882-86》、衛生課：93冊 [92冊]《1882-86》、警察本署：242冊 [240冊]《1882-86》</p> | | |
| 函館県 [1882-86年] | 1,974冊 [1,966冊] | 《1870-86年》 |
| <p>本局：40冊《1882-86》、本局調査掛：5冊《1883-86》、本局職務掛：126冊《1882-86》、庶務課：406冊 [396冊]《1881-86》、兵事課：82冊 [81冊]《1882-86》、勸業課：184冊《1882-86》、租税課：57冊《1880-83》、収税課：135冊《1881-86》、学務課：204冊 [202冊]《1882-86》、衛生課：125冊《1881-86》、土木課：60冊《1882-86》、地理課：365冊《1880-86》、出納課：164冊《1870-86》、警察本署：21冊 [26冊]《1882-86》</p> | | |
| 根室県 [1882-86] | 894冊 [893冊] | 《1879-86年》 |
| <p>本局：21冊《1882-86》、庶務課：193冊《1881-86》、勸業課：306冊《1882-86》、租税課：18冊《1882-83》、収税課：83冊《1877-82、84-86》、学務課：43冊《1882-86》、衛生課：9冊《1882-86》、土木課：17冊《1882-86》、地理課：89冊 [88冊]《1882-85》、会計課：81冊《1879-86》、警察本署：29冊《1882-86》、監獄本署：3冊《1885-86》、電信架設委員：2冊《1884》</p> | | |
| 北海道庁函館支庁 [1886年-] | 415冊 [415冊] | 《1881-87年》 |
| <p>庶務課：164冊《1882-87》、租税課：72冊《1886-87》、勸業課：59冊《1881-87》、会計課：68冊《1886-87》、警察本署：52冊《1883-87》</p> | | |
| 北海道庁根室支庁 [1886年-] | 336冊 [336冊] | 《1885-87》 |
| <p>庶務課：49冊《1885-87》、租税課：164冊《1885-87》、勸業課：64冊《1885-87》、会計課：42冊《1885-87》、警察本署：17冊《1886-87》</p> | | |
| 北海道庁長官函館出張所 [1886-90年]：97冊 | 97冊 [97冊] | 《1887-90年》 |
| <p>[主として徴兵事務書類]</p> | | |
| [北海道庁] 諸帳簿 | 3,121冊 [3,121冊] | 《1886-1900年》 |
| [北海道庁] 簿記 | 1,146冊 [1,146冊] | 《1886-1900年》 |
| 図表 | 650枚 [650冊] | |
| 開拓使・三県・北海道庁 制旨・稟裁・申奏・令達・指令録 | 187冊 1袋 [187冊 1袋] | 《1869-1900年》 |
| <p>開拓使制旨録・稟裁録・申奏録：96冊 1袋《1869-82》（制旨録正本：5冊 1袋（14通）、制旨録謄本：6冊、稟裁録正本：14冊、稟裁録原案：16冊、申奏録原案：16冊、申奏録謄本：17冊、制旨録・稟裁録・申奏録抄録：22冊）、札幌県制旨録／閩省令達録・各省指令録：19冊《1882-86年》、函館県官省令達録・各省指令録：13冊《1882-86年》、根室県制旨録／官省令達録・各省指令録：12冊《1882-86年》、北海道庁閩省令達録・閩省指令録47冊《1886-1900年》</p> | | |

【出典】 北海道立文書館所蔵「第一文庫簿書目録 天、地、人」（A7-1/34、35、36、以下「目録」と表記）、同所蔵北海道史編集資料「簿書目録 地」（B55-3/629、以下「簿書目録」と表記）。

【備考】

1. タイトルに「未定稿」としたのは、現存簿冊との照合確認を終えていないためである。
2. 本表は、「目録」分類の第一区分（本表中の第一レベルの組織区分（以下「グループ」）を主としたもの、[]内に設置年—廃止年を表示）と、その下位区分——同「目録」各巻冒頭掲載の「第一文庫簿書排列序」に配列された部署（以下「サブグループ」）と簿冊群（以下「シリーズ」）を構成する冊数ないし点数を計上した（紙数の関係上タイトル数は計上しなかった）。グループ／サブグループ／シリーズの掲載順は、「目録」に準拠した。なお、「開拓使出張所分署警察署」および「開拓使船改所 附沖ノ口番所海関所」は、構成する各組織を簿冊タイトルに付せられた注記により、引用者が再構成した。

3. 1901 (明治34)年12月10日現在で計上された総数は、20,800冊650枚2袋2括(「目録 天」「例言」)。1905 (明治38)年まで北海道庁「諸帳簿」・「簿記」などに加入されたと推定される計上総数は、22,920冊650枚2袋2括と記載されている(「目録 人」の「第一文庫簿書排列序人之巻」)。ただし、これらの数値は、下記のように計上した本表の数値と整合性はない。
4. 「第一文庫簿書排列序」にグループ/サブグループ/シリーズの各合計冊数/点数を計上しているが、この数値は各タイトルの冊数/点数の合計と齟齬する場合が相当ある(各簿冊タイトルを構成する冊数の記載に誤りが散見されるが、その確定は現時点では「散佚」した簿冊が多いので困難である)。それゆえに、本表では、グループについては「第一文庫簿書排列序」に示されている数値をそのまま「〇〇冊」などと表示し、他方で各タイトルの合計数をそれに続けて「〔〇〇冊〕」と表示した。サブグループ/シリーズについては、齟齬がある場合のみ、「〔〇〇冊〕」を表示した。なお、「目録 地」でデータが不完全な「開拓東京出張所」については、引用者が補記した。
5. 「諸帳簿」は1905 (明治38)年まで(計3,637冊)、「簿記」は1906 (明治39)年まで(計1,438冊)追記されているが、本表では「北海道庁令達録・指令録」(1886-1900)と同時点の1900年までの「第一文庫簿書排列序」集計数を計上した。なお、これらの簿冊の加除が多いので、冊数などを確定しなかった。
6. 《 》内には、グループ/サブグループ/シリーズの簿冊の編綴年次を表示した(ただし、過去の統計表などは対象としなかった)。

附表2 函館支庁アーカイブズのシリーズ概要(1905年、15年、24年貸出分、暫定版)

合計530冊(東京帝大貸出60冊、道史編纂掛貸出470冊)

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 老中・外国奉行／箱館奉行決裁往復等書類 | 45冊《1856-69年》 |
| 【東京帝大貸出：24冊《1856-68》】進達録：2冊《1864-68》，達懸合留：4冊《1858-64》，文通録 下：6冊《1856-68》，書状往復留：1冊《1864》，組頭調役定役文通録：1冊《1859-68》，諸方文 通録：2冊《1866-68》，外国人御印章一件御用留：1冊《1866-67》，異船諸書付：7冊《1858-64》 【返却：16冊】応接書上留：7冊，応接下物留：7冊，評議録：2冊→下記道史へ | |
| 【道史編纂掛貸出：21冊《1858-69》】 応接書上留：7冊《1858-64》，応接下物留：7冊《1858-63》， 外国奉行来翰編冊：1冊《1865-67》，箱館奉行村垣淡路守取扱書：1冊《不明》，評議録：3冊《1860 -69》，魯国留学一件文通録：1冊《1865》，異船渡御備胴元払帳：1冊《1860-64》 | |
| 2. 院省府県・開拓使・函館県決裁往復・規則書等書類 | 170冊《1868-83, 85-86年》 |
| 道史編纂掛貸出：170冊《1868-83, 85-86》【院省府県文通録／文移録：48冊《1868-83, 85-86》(検 印録：6冊《1873-76》，外務省往書状／文移録：5冊《1869, 72-73, 75-76》，取裁録／東京出張 所往翰との合冊：1冊《1880》，本各支庁文通録との合冊：3冊《1873-74》を 含)，本各支庁文通録／文移録：32冊《1871-82, 86》(検印録：8冊《1871-75》，諸課文移との合冊：1冊《1876》を 含)，東京出張所往翰／文移録：12冊《1875-79》(検印録：3冊《1875-76》を 含)，電信往復留等：8冊《1875-82, 86》，評議録：5冊《1872-74》，取裁録：4冊《1877-82, 86》，諸局・課・係文移 録等：21冊《1872-82, 85-86》，本庁通送書類編冊2冊：《1873》，院省使布達：18冊《1874-77》， 規則類編等：20冊《1872-79》 | |
| 3. 条約書・各国領事等欧文書類 | 76冊《1858-84年》 |
| 【道史編纂掛貸出：76冊《1858-84》】英・米・仏・魯・蘭・葡国等条約書(原文謄写／和文等)： 19冊，英国官吏来翰録：20冊《1859-84》，英国商人波打氏1冊《1860-73》，米国官吏来翰編冊：12 冊《1858-79》，亞国商人来翰編：2冊《1859-69》，仏国官吏来翰編冊：3冊《1850 [ママ]-67, 73 -74》(仏独領事来簡：1冊《1873-74》を 含)，仏国商人来簡：1冊《1871-72》，独逸国官吏来簡：2冊《1863-71, 75-76》， 俄兒士涅爾来簡：1冊《1868-71》，魯国官吏来簡：2冊《1858-69》，葡 国官吏来簡：1冊《1864》，和蘭国官吏来簡：1冊《1860-67》，攄国領事来簡：3冊《1870-76》， 徒烏斯氏来翰編冊：1冊《1863-69》，各国商人来翰：4冊《1865-76, 79-80》，米人兒列屈氏来翰 編：1冊《1862-63》，英人俄威氏来翰綴編：1冊《1864-68》，依兒士利智来翰：1冊《1872-73》 | |
| 4. 各国領事等和文書類 | 128冊《1859-86年》 |
| 【東京帝大貸出：25冊《1859-74》】各国書翰留：10冊《1859-65》，各国官吏文通録*：11冊《1862- 68》，歐邏巴使節露西亜日記：1冊《1862》，各国官吏触達簿：1冊《1863-67》，各国来翰翻訳：2 冊《1868-74》(検印録：1冊《1868-74》を 含)【返却：2冊】各国官吏文通録：1冊，各国官吏応 接録：1冊→下記道史へ | |

【道史編纂掛貸出：103冊《1863-86》】各国官吏文通録：1冊《1863-67》，各国来翰翻訳：4冊《1864-75》，各国官吏応接録：2冊《1866-67》，各国来翰翻訳／各国官民来翰：23冊《1868-77，86》（検印録：14冊《1868-77》を含む），各国官民往翰：21冊《1873-81》（検印録：12冊《1873-77》を含む），各国官民触達簿：7冊《1864-76》，各国官民文通録／文移録：38冊《1868-82，86》，清国官民文移録：3冊《1878-86》，御雇教師書類・書簡等：4冊《1873-74，77-85》

5. 箱館港掟則等・領事館建築・居留地書類 20冊《1858-80年》

【東京帝大貸出：3冊《1858-60，62-66》】領事館建築・居留地書類：3冊《1858-60，62-66》【返却：2冊】大町築出地書類：2冊→下記道史へ

【道史編纂掛貸出：17冊《1863-80》】箱館港掟則等：5冊《1867-71》，居留地書類：9冊《1859-80》，蝦夷地七重村開墾條約書：3冊《1869》

6. 訴訟・事件・船舶事故・外国船出入・旅券等書類 40冊《1868-88年》

【道史編纂掛貸出：40冊《1868-88》】訴訟書類：6冊《1872-85》，事件書類：10冊《1869-88》，船舶事故書類：12冊《1873-88》，外国船出入書類：6冊《1871-75，86》，海外旅券等書類：6冊《1868-79，85-86》

7. その他書類 51冊《1859-82，86年》

【東京帝大貸出：8冊《1859-70》】願届編冊*：2冊《1864-70》，諸書拾遺編冊：3冊《1859-68》，日誌：1冊《1868》，雑集：2冊《1859-68》【返却：1冊】外事課日誌：1冊→下記道史へ

【道史編纂掛貸出：43冊《1862-82，86》】願届編冊：11冊《1868-82，86》，仕出書類：9冊《1873-81》，諸書拾遺編冊：2冊《1862-74》，外事課日誌：9冊《1868-76》，雑集：12冊《1868-79，86》

【出典】 外交史料館所蔵「幕末外交文書編纂一件 自明治三十七年十一月 附同編纂事業ヲ材料ト共ニ東京帝国大学へ引渡之件」中の1905年5月16日付北海道庁函館支庁宛の外務省借用書目録、北海道立図書館北方資料室所蔵「大正四年七月 函館支庁出品目録 外国人来翰編冊目録」(025/HA,1102204581)、北海道大学附属図書館所蔵「函館支庁出品目録」(道写本 329)、北海道立図書館北方資料室所蔵河野常古資料「北海道史書目並解題」(094/KO/176,1102195052)。

【備考】

1. 本表は、外務省借用書目録にもとづき、外務省から東京帝国大学へ引き継がれた分と、「大正四年七月 函館支庁出品目録 外国人来翰編冊目録」、「函館支庁出品目録」および「北海道史書目並解題」に記載された北海道史編纂掛に貸し出された分を再構成し、前者は【東京帝大貸出】、後者は【道史編纂掛貸出】のタイトルのもとに掲載した。
2. 外務省へ貸出の81冊を、1978年東京大学から北海道（総務部行政資料課）に返却された60冊と照合し、また後者の北海道史編纂掛に貸し出された目録と現在残存している簿冊をつきあわせて、貸出されたものと道史編纂掛開始以前に返却されたものを推定し、【返却】のタイトルのもとに表記し、それら【返却】簿冊のその後のあり方を「→」の後ろに明示した。
3. 本表のシリーズは、その業務内容と簿冊の名称などを考慮して、引用者が設定した暫定版である。
4. 《 》内には、対象簿冊の判明しているおおむねの資料年次を記載したが、不明なものもあり、参考のために掲載した。
5. 表中*付与のシリーズは、外務省借用書目録に記載された簿冊の中で、その後が判明しない4冊（各国官吏文通録（文久2・慶応2・慶応4、各1冊）、願書留（安政7、1冊）、このシリーズ合計数に非計上）であり、表中†付与のシリーズは、外務省借用書目録に記載されていない簿冊で、東大から返却された4冊（文通録（元治2・慶応3、各2冊）、このシリーズ合計数に計上）である。